

【茨城県】2025 年度 校長登用選考試験問題 〈2025 年 1 月実施〉

【筆記】

- 1 次の の中の文は、「令和 6 年度 学校教育指導方針（茨城県教育委員会）」の「令和 6 年度 学校教育推進の重点」に示した「学校教育推進の柱」である。文中の（ ）のアからエに当てはまる語句を書きなさい。

1 （ア）を育む教育の推進

- ☐ 幼稚園等における充実 ☐ 小・中学校における充実 ☐ 高等学校における充実

2 豊かな心を育む教育の推進

- ☐ 道德教育の充実 ☐ 特別活動の充実 ☐ 福祉教育の充実
☐ 人権教育の充実 ☐ （イ）の充実

3 健やかな体を育む教育の推進

- ☐ 学校体育の充実 ☐ 健康教育の充実

4 時代の変化に対応できる教育の推進

- ☐ キャリア教育の充実 ☐ 国際教育の充実 ☐ 科学技術教育の充実
☐ 環境教育の充実 ☐ 情報教育の充実と（ウ）の推進

5 （エ）に向けた特別支援教育の推進

- ☐ 特別支援学校における充実
☐ 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等における充実

解答

ア：確かな学力 イ：生徒支援 ウ：ICT活用 エ：自立と社会参加

- 2 次の の中の文は、「こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日）」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからウに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

第1 はじめに

〈 中略 〉

3 こども大綱が目指す「（ア）」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・（イ）に幸福な生活を送ることができる社会～

「（ア）」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・（イ）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

〈 中略 〉

第2 こども施策に関する基本的な方針

全てのこども・若者が身体的・精神的・（イ）に幸福な生活を送ることができる「（ア）」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、（ウ）の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

〈 以下略 〉

解答

ア：こどもまんなか社会 イ：社会的 ウ：貧困と格差

- 3 次の の中の文は、『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について～全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての『働きやすさ』と『働きがい』の両立に向けて～（答申）（令和6年8月27日 中央教育審議会）の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからウに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

（1）学びに関する（ア）としての教師

- 教育の本質は、教師と子どもたちとの人格的な触れ合いにあり、単なる知識、技術の伝達にとどまるものではなく、教育を受ける者の人格の完成を目指してその成長を促す営みである。その上で、教育基本法第9条第1項に規定されているとおり、教師は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず（イ）に励み、その職責の遂行に努めることが求められている。

〈 中略 〉

- 具体的には、教師自身が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けること、一人一人の教師の個性に即して学校現場の課題に対応するための個別最適な学びや、教師同士の学び合いなどを通じた協働的な学びを行うことなどが求められている。また、教師一人一人の専門性を高めることと併せて、学校組織が多様な専門性や背景を持つ人材との関わりを常に持ち続けるとともに、そうした人材を積極的に取り込んでいくことが重要であるとされている。
- このように、教師は、学びに関する（ア）であり、教職生涯を通じて探究心を持って主体的に学び続けること、教科や教職に関する高度な専門的知識や新たな学びを展開

できる実践的指導力、子供の学びの過程を見取り質の高い学習評価を通じて指導の改善につなげていく力量等に加え、教職に対する使命感や責任感、子供に対する教育的愛情、豊かな人間性や社会性等が求められる。さらに、学校が、直面する様々な教育課題を克服できる組織として進化するために、教職員集団の（ウ）の確保が重要となっている。

〈 以下略 〉

解答

ア：高度専門職 イ：研究と修養 ウ：多様性

- 4 次の の中の文は、「個別的教育支援計画活用ガイドブック 活用しよう！『個別的教育支援計画』（茨城県教育委員会）」の「1 個別的教育支援計画の作成及び活用の意義」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからエに当てはまる語句を書きなさい。

特別的教育的支援を必要とする幼児児童生徒（以下、児童等）に対しては、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から（ア）までの一貫した支援を行うことが重要です。

個別的教育支援計画は、障害者基本計画による個別の支援計画のうち、教育機関が中心となって策定する計画であり、現在行われている支援を次の教育機関に（イ）ための役割や、家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関が（ウ）する際の情報共有ツールとしての役割があります。

〈 中略 〉

個別的教育支援計画には、①本人の基礎情報（プロフィール）、②本人・保護者の願いと支援の方針、③学校（園）における合理的配慮、④関係機関等による具体的な支援内容等を盛り込みます。学校や園、児童等の状況を踏まえて、作成や活用しやすい様式を用います。

その際、各市町村で就学前の幼児を対象に作成している「相談支援ファイル」や、不登校の児童生徒への支援時に作成される「（エ）」を活用し、記載事項を個別的教育支援計画へ転記することも考えられます。

〈 以下略 〉

解答

ア：学校卒業後 イ：引き継ぐ ウ：連携 エ：児童生徒理解・教育支援シート

- 5 次の 中の図は、「学校における教職員の勤務環境整備のさらなる推進について（通知）（令和6年10月28日 茨城県教育委員会教育長）」の添付資料「学校における教職員の勤務環境整備の方向性」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからエに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

別添2 **学校における教職員の勤務環境整備の方向性**
～働き方改革（ア）会議を経て～

①業務改善の推進 ②働きやすい職場に向けた体制づくり ③（イ）の創出

【①業務改善の推進】 主な主体：学校

- ・教員が担うべき業務の適正化
- ・業務の効率化（時短を意識した業務）
- ・（ウ）の加速化

【③（イ）の創出】

主な主体：学校、（市町村・県）教育委員会

- ・より快適な職場環境づくり
- ・（エ）のとれた生活

【②働きやすい職場に向けた体制づくり】

主な主体：学校、（市町村・県）教育委員会

- ・地域との連携（地域人材やコミュニティ・スクールの活用等）
- ・教員の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実
- ・柔軟な働き方のための制度の見直し

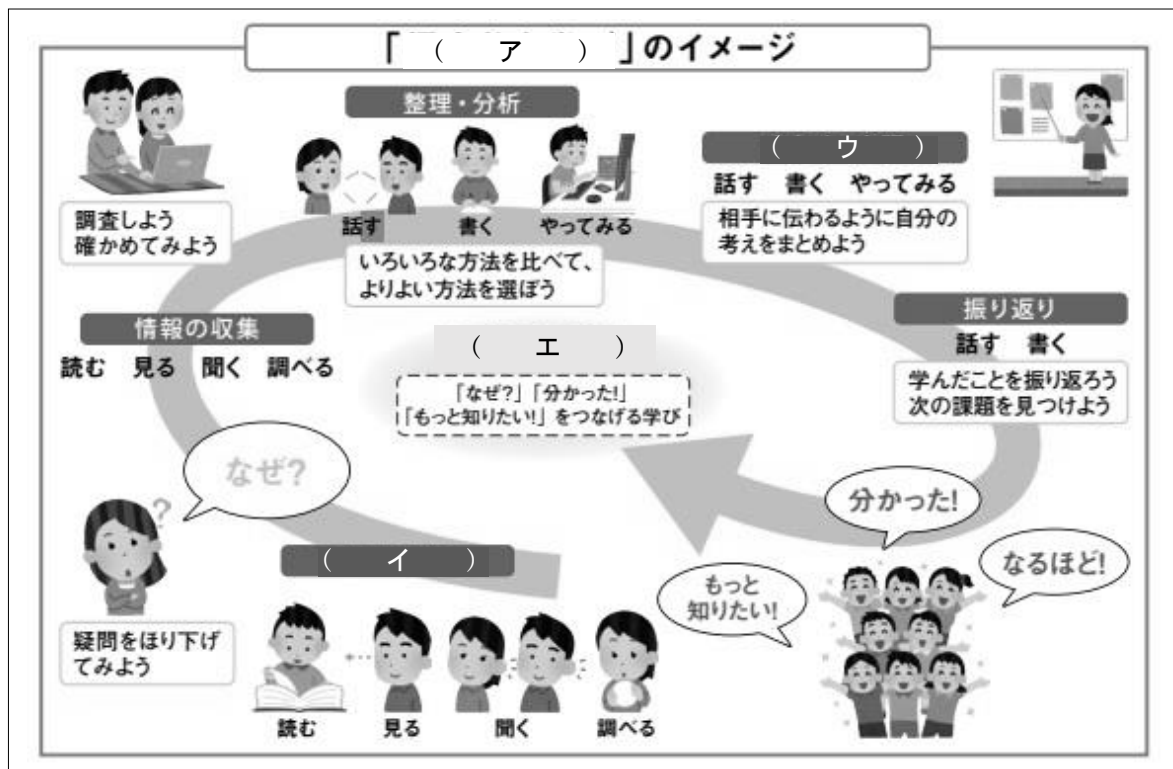
解答

ア：ブレイクスルー イ：働きがい ウ：校務DX エ：ワーク・ライフ・バランス

解説

本県の管理職登用選考筆記試験問題は、毎年、図や表が出題されるのが定番である。本年度も2問出題された。その1つが「学校における教職員の勤務環境整備の方向性」であり、2つが「令和6年度 学校教育指導方針（茨城県教育委員会）」の「知りたい！をつなげる探究的な学び」である。県の刊行物や通知文を注視しておく必要がある。

- 6 次の の中の図は、「令和6年度 学校教育指導方針（茨城県教育委員会）」の「知りたい！をつなげる探究的な学び」の一部を抜粋したものである。図中の（ ）のアからエに当てはまる語句を書きなさい。



解答

ア：探究的な学び イ：課題の発見 ウ：まとめ・表現 エ：自ら学ぶ力

- 7 次の の中の文は、本年度9月に開始した「令和6年度 未来を拓く学ぶ力向上プロジェクト」の実施要項の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからエに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

3 実施内容

〈 中略 〉

(4) 問題作成と提供に関わること

① 到達度確認問題「（ア）」

ア 対象教科…国語、算数・数学

イ 対 象…県内市町村立小学校及び中学校、義務教育学校
(小学校第3学年から中学校第2学年までの児童生徒)

ウ 実施方法…（イ）(Google Forms) ※択一式を基本

エ 所要時間…約10分間（答え合わせを含む。）

オ 出題内容…（ウ）を問う問題（国語と算数・数学を合わせて各回10問）

〈 中略 〉

カ 実施回数…小学校第3・4・6学年、中学校第1学年（月2～3回（全13回））
小学校第5学年、中学校第2学年（月1～2回（全9回））

※月1回は、（エ）アセスメント問題（11月のみ）

キ そ の 他…解答直後に、正答及び正答数、解説を確認できるようにする。

(イ) の解答は、1 回のみとする。

〈 以下略 〉

解答

ア：基礎力アップチャレンジ イ：C B T ウ：基礎的な知識及び技能

エ：フォローアップ問題

- 8** 次の の中の文は、茨城県教育委員会のホームページで公開している「茨城県教職員子育て応援・女性活躍推進プラン（令和3年度から令和7年度までの5年間）」の概要の一部を抜粋したものである。下の(1)、(2)の問いに答えなさい。

具体的な取組

〈 中略 〉

長時間勤務の是正等の職員の働き方改革

- ・時間外勤務の縮減
- ・(ア)等の取得促進
- ・柔軟な働き方改革

家事、育児や(イ)をしながら活躍できる職場環境の整備

- ・管理的地位にある職員の意識啓発
- ・育児休業等を利用しやすい環境整備
- ・子育て支援制度等の拡充
- ・男性職員の育児休業等の取得促進
- ・活気ある職場づくり
- ・人事異動時の配慮
- ・(ウ)等対策の環境整備

- (1) 文中の() のアからウに当てはまる語句を書きなさい。
- (2) 役職ごとの女性の割合で、「副校長・教頭」に占める女性の割合の令和7年度までの目標は何％か。数字を書きなさい。

解答

(1) ア：年次休暇等 イ：介護 ウ：セクシュアル・ハラスメント

(2) 25

- 9** 次の の中の文は、育児に係る特別休暇制度について述べたものである。アからオの中から正しいものをすべて選び、その記号を書きなさい。

- ア 配偶者出産休暇の拡充は、出産後1週間を想定したものであり、出産日の前に5日取得することはできない。
- イ 出産後の配偶者の世話をするために、家族看護休暇を5日取得することはできない。
- ウ 家族看護等休暇の取得単位は、日、半日又は時間である。
- エ 職員のほかに子の面倒をみる者がいる場合においても、新生児育児参加休暇を取得することができる。

オ 新生児育児参加休暇は、配偶者の出産の日から出産の日後8週間目に当たる日までの間に20日取得することができる。

解答

イ・エ

解説

ア：産前16週～産後2週間の間に、5日の範囲内で取得できる。

ウ：半日又は時間は該当しない。家族看護休暇は日・半日または時間を単位として取得できる。

オ：20日→15日。男性職員の育児参加休暇（産前8週～産後1年）を合わせることで20日まで取得することができる。

10 次の□の中の文は、「学校事故対応に関する指針【改訂版】（令和6年3月 文部科学省）」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）の中のアからウに当てはまる語句を書きなさい。

2 事故発生の未然防止

〈 中略 〉

（2）各種マニュアルの策定・見直し

学校

- 事故等の発生の際に、教職員の迅速かつ適切な対応が、組織的に行われるようにするためには、危機管理マニュアルの策定が不可欠であるとともに（学校保健安全法第29条で各学校に策定が義務付けられている。）、毎年度、（ア）等の結果を踏まえて、絶えず検証・見直しを行い、実効性のある危機管理マニュアルに改訂することが重要である。
- 事故発生の未然防止のために必要な事項は、危機管理マニュアルに定め、そのことを実践することが必要である。
- 危機管理マニュアルの見直しに当たっては、全国の学校等で発生した重大事故や、校内等で発生したヒヤリハット事例も踏まえ、適宜、自校の状況に照らして、検討していく必要がある。

〈 中略 〉

（3）教職員の危機管理に関する資質の向上

学校

- 教職員は、事故の発生を未然に防ぐとともに、万が一事故が発生した場合は、児童生徒等の安全確保を優先し、被害を最小限にとどめ、事故に遭った被害児童生徒等の心のケアやその保護者の（イ）などについて十分な対応を行うことが大切である。そのためには、心構えも含めて教職員の資質を高めておくことが必要であり、各学校は、教職員の危機管理に関する資質の向上を図る研修等を通じて、教職員個々に、状況に応じた判断力や（ウ）行動力等の対応能力を高めることが重要である。

〈 以下略 〉

解答

ア：訓練 イ：支援 ウ：機敏な

- 11 次の□の中の文は、令和6年7月12日付けの「One I BARAKI 第15号」の「不祥事ゼロに向けたセルフチェックシート」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからエに当てはまる語句を書きなさい。

不祥事ゼロに向けたセルフチェックシート

【7月】テーマ「わいせつ行為等」

〈 中略 〉

2 指導場面において

- 児童生徒を、性的な対象として意識することはない。
- どの児童生徒に対しても公平に関わっている。
- 児童生徒に対して、（ア）を発したり、みだりに身体に触れたりしていない。

〈 中略 〉

4 勤務時間外での行動について

- 勤務時間外においても、教育公務員として自覚と責任ある行動をしている。
- 勤務時間外において、（イ）に児童生徒と会ったり、車に同乗させたりしていない。

5 校内体制について

- 教室、体育館、更衣室、トイレなどの校内の施設は定期的に安全点検がなされ、いつも（ウ）されている。
- 児童生徒への（エ）は、必ず複数の教員で対応している。
- 全教職員が「報告・連絡・相談」を意識し、実行している。
- 教職員が悩みを一人で抱え込まず、何でも相談できる温かい職場の雰囲気がある。

解答

ア：わいせつ行為 イ：個人的 ウ：整理整頓 エ：個別指導

- 12 次の□の中の文は、「教職員の旅費の調整基準に関する訓令（平成2年2月3日 茨城県教育委員会訓令第1号）」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）の①から④に当てはまる語句を、下の□の中のアからクの中から一つ選び、その記号を書きなさい。

（鉄道賃等の調整）

第3条

職員が幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の社会見学等のため、（①）旅行した場合において、条例に定める額の鉄道賃、船賃及び車賃を支給することが適当でない場合は、（②）を支給する。

〈 中略 〉

（生徒等の引率を伴う旅行をする場合の旅費の調整）

第11条

職員が生徒等の社会見学等のため、（①）条例第6条第6項第3号（※）に掲げる旅行をした場合において、当該旅行に係る諸雑費を負担したときは、（③）場合であって、公務上の必要によりやむを得ず当該諸雑費を負担したときに限り、当該諸雑費の額に相当する額を（④）として支給する。この場合において、旅行者は、旅費請求書に当該諸雑費を支払ったことを証明する書類を添付しなければならない。ただし、一の旅行における諸雑費の額に相当する額は、条例第19条に定める額に旅行日数を乗じた額を限度とする。

(※) 職員の旅費及び費用弁償に関する条例第6条第6項第3号…公共交通機関の利用による
在勤公署の存する都道府県外への旅行以外の内国旅行

- | | | | | | |
|---|------------|---|-------------------|---|------|
| ア | 学校の管理下において | イ | 生徒等を引率して | ウ | 実費額 |
| エ | 1日あたりの定額 | オ | 他に当該諸雑費を負担する方法がない | | |
| カ | 一般に利用し得る | キ | 日当 | ク | 旅行雑費 |

解答

①イ ②ウ ③オ ④ク

- 13 次の□の中の文は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について(通知)
(令和6年8月30日 文部科学省初等中等教育局長ほか)」の添付資料「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版(概要)」の一部を抜粋したものである。文中の()のアから
ウに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

〈 中略 〉

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、(ア)のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

〈 中略 〉

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・(イ)を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○(加害児童生徒を含む)児童生徒等への(ウ)の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう(ウ)の手順、説明事項を詳細に記載

〈 以下略 〉

解答

ア：実効性 イ：公平性 ウ：事前説明

- 14 次の□の中の文は、「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について（通知）（令和6年10月31日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからウに当てはまる語句を書きなさい。

4. 暴力行為への対応について

今回の調査結果によると、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は約10万9千件で過去最多となり、全ての校種において前年度よりも発生件数が増加した。

暴力行為の発生件数が高い水準にあることについては、いじめの積極的な認知に伴うものや児童生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたことなどの要因が考えられ、犯罪にならない（ア）のものでも暴力行為と捉え、指導している結果という点では肯定的に評価している。一方、児童生徒1千人当たりの暴力行為発生件数の都道府県間における差は最大で約40倍と大きく、暴力行為の定義の当てはめの判断に差異が生じていることもその要因の一つと考えられるため、再度、本調査における暴力行為の定義や形態ごとの例をよく確認する必要があること。

また、各学校及びその設置者にあつては以下の通知や報告書を参照しつつ、教職員が一体となつて、暴力行為の（イ）と早期発見・早期対応の取組や家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみでの取組を推進するほか、SC・SSW、関係機関との連携による教育相談体制を充実すること。

なお、暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒に対しては、（ウ）の措置をとることをためらわずに検討し、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報するなど、毅然とした対応をとること。また、学校設置者は、学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備すること。

〈 以下略 〉

解答

ア：初期段階 イ：未然防止 ウ：出席停止制度

- 15 次の□の中の文を読み、下の(1)、(2)の問いに答えなさい。

30歳代のA教諭は、異動により4月から中学校で初めて勤務することになった。第1学年担任、理科主任を担当し、誠実かつ粘り強く業務に取り組み、7月まで安心できる仕事ぶりであった。

しかし、9月になって学校が再開すると、A教諭は、前期期末テストの問題作成と採点、科学研究作品展の準備、前期通知表のための成績処理などの業務が重なり、以前と比べて退勤時刻が遅くなった。

校長は、A教諭の健康状態を心配して、何度か「大丈夫ですか。」「疲れていませんか。」等の声掛けをしたが、A教諭からは「大丈夫です。頑張ります。」との返答であった。

前期期末テストの翌々日の午前11時頃、A教諭は、管理職に「理科の成績処理をするために、昨晚、自宅に3学級分98名の期末テストの答案用紙を持ち帰った。朝から探しているが見付からない。もしかすると、帰宅途中に立ち寄ったB飲食店に答案用紙を置き忘れたのかもしれない。」と報告した。

A教諭からの報告を受けて数分後、B飲食店に勤務する第1学年保護者から、「昨晚、答案用紙が入った手さげ袋の忘れ物があった。学校名はなかったが、自分の娘や友達の名前があったので連絡した。」との電話があった。

- (1) 保護者からの電話連絡の後、校長が早急にすべき対応はどのようなことか。簡潔に2つ書きなさい。
- (2) 今後、このような状況をつくらないために、校長としてとるべき対策は何か、簡潔に2つ書きなさい。

解答例

- (1) ○A教諭と校長でB飲食店に行き、第1学年保護者と会い、事情説明と謝罪およびお礼と感謝を述べる。○全職員へ事情説明をし、個人情報取り扱いについての再確認をする。
- (2) ○個人情報に関わる公文書やPCの学校外への持ち出しは原則禁止とする。持ち出す場合は、管理者に了解をもらい「非常持出簿」に記入させるなど、日頃から時宜を得た指導の徹底を図ること。
- 個人情報の漏えいは、個人の責任だけでなく、学校全体の信用を失墜させる行為であることなど、日頃から指導の徹底を図ること。

解説

事例問題とは、学校教育が当面する課題を即座に把握し、校長の立場から、その解決に向けて具体的な策を立てて実行していく、その実践的な力を問うものである。

一方、出題者は、「校長が早急にすべき対応はどのようなことか」を受験者に読み取らせ、どんな防止策を講じるのか答えさせることによって、校長としての資質・能力を判定したいと考えている。

なお、上述の解答例のほかに次のような解答も考えられる。(1)所轄の教育委員会へ一報を入れ、事情をよく説明する。(2)個人情報の漏えいに関する校内研修を実施し、繰り返し実施することで教員の意識の向上を図るよう努めること。

- 16** 次の の中の文を読み、下の(1)、(2)の問いに答えなさい。

C子は、学級や学年の中心であり、生徒会役員として熱心に活動し、校内でも注目を集める存在である。ある日の放課後に、C子から担任に次のような相談があった。「SNSの書き込みのことで困っている。私が言っていないことが、自分が言ったことになっている。そのことがSNSで噂になり、最近、友達から避けられている。」というものであった。担任は、「あなたの頑張りをうらやましく思い、良くない噂を流す人がいるのかしら。でも、気にしないで頑張って。」と励ました。C子は「そうですね。気にしないようにします。」と言って、そのまま下校した。

翌日、C子は体調が悪いとの理由で欠席した。その日の夕方、担任はC子の家に連絡を入れなかった。次の日も体調不良で欠席するとの連絡が学校に入り、教頭が電話を受けた。その際、保護者から「うちの娘は、ネットでいじめにあったことを担任に相談したのに、何の対応もしてもらえなかった。もう学校には行けないと言っている。何とかしてほしい。」と話があった。

- (1) この事例における問題点を簡潔に2つ書きなさい。
- (2) このようなことが起こった場合、今後、校長としてどのように対応すればよいか、簡潔に2つ書きなさい。

解答例

- (1) ○担任の対応は、C子からの相談に乗っているとは言えず、C子の苦しい胸の内を傾聴し、一緒に考えるなどの配慮がない。○担任は、C子が欠席したにもかかわらず、電話を入れ様子を伺うなどの姿勢が見られない。

- (2) ○教頭や生徒指導主事など複数で保護者からの訴えを聞く機会を設け、主訴であるいじめについて、早急に調査をする。○生徒指導主事を核に、SNS でいじめが疑われる場合、関係する子どもへの情報把握と指導にあたる。さらに、生徒指導主事と担任を家庭訪問させ、C子が安心して登校できるよう学校の取り組みを保護者に丁寧に説明し理解を求める。

解説

事例問題2は、昨年まで3年連続で新しい出題形式だったが、本年は事例問題1 (15) の出題形式に戻した形で出題された。事例問題2の内容は校長・教頭同一である。

なお、上述の解答例のほかに次のような解答も考えられる。(1)担任はC子の相談を軽く扱っており、自分だけの対応で済ませて、学年主任や管理職への報告をしていない。(2)いじめを人権問題として重く受け止め、誠意をもって対応するよう担任に指導・助言する。また管理職への報告・連絡・相談を密にするよう併せて指導する。

【茨城県】2024 年度 校長登用選考試験問題 〈2024 年 1 月実施〉

【筆記】

- 1 次の の中の文は、「第 4 期教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日 閣議決定）」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからウに当てはまる語句を書きなさい。

Ⅱ．今後の教育政策に関する基本的な方針

〈 中略 〉

（5 つの基本的な方針）

○ 本計画においては、上述の総括的な基本方針の下、以下の 5 つの基本的な方針を定める。

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて（ア）人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す（イ）の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・（ウ）

〈 以下略 〉

解答

ア：学び続ける イ：共生社会 ウ：対話

- 2 茨城県教育委員会のホームページで公開されている「令和 5 年度 全国学力・学習状況調査 結果概要（義務教育課）」において、「7 生活習慣や学習環境に関する児童生徒・学校質問紙の結果 児童生徒質問紙調査より」の中で、「全国平均を下回った主な項目（「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合）」として示されているものを、次の の中のアからカの中からすべて選び、記号で答えなさい。

ア 自分には、よいところがあると思いますか

イ 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか

ウ 5 年生まで〔1、2 年生のとき〕に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか

エ あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか

オ 5 年生まで〔1、2 年生のとき〕に受けた授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていましたか

カ 5 年生まで〔1、2 年生のとき〕に受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか

解答

ア・カ

- 3 次の の中の文は、『初等中等教育段階における生成 A I の利用に関する暫定的なガイドライン』の作成について（通知）（令和 5 年 7 月 4 日 5 文科初第 758 号 文部科学省初等中等教育局）」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからオに当てはまる語句を書きなさい。

【参考 1】各学校で生成 A I を利用する際のチェックリスト

- ☐ 生成 A I ツールの利用規約を遵守しているか（年齢制限・保護者同意を遵守しているか）
- ☐ 事前に、生成 A I の性質やメリット・デメリット、（ア）を確かめるような使い方等に関する学習を実施しているか
- ☐ 教育活動の目的を達成する上で効果的か否かで（イ）を判断しているか
- ☐ 個人情報や（ウ）に関する情報、機密情報を入力しないよう、十分な指導を行っているか
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう、十分な指導を行っているか
- ☐ 生成 A I に全てを委ねるのではなく最後は自己の判断や考えが必要であることについて、十分な指導を行っているか
- ☐ A I を利用した成果物については、A I を利用した旨や A I からの引用をしている旨を明示するよう、十分な指導を行っているか
- ☐ （エ）などを長期休業中の課題として課す場合には、A I による生成物を自己の成果物として応募・提出することは不適切又は不正な行為であること、自分のためにならないことなどを十分に指導しているか。保護者に対しても、生成 A I の不適切な使用が行われないよう、周知・理解を得ているか
- ☐ 保護者の（オ）に十分に配慮して生成 A I ツールを選択しているか

解答

ア：情報の真偽 イ：利用の適否 ウ：プライバシー エ：読書感想文 オ：経済的負担

- 4 次の の中の文は、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（令和 4 年 8 月（令和 5 年 3 月一部修正） 文部科学省）」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからエに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

第 2 章 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する基本的考え方

3. 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の内容・方法等

〈 中略 〉

(2) 研修履歴の記録の目的

（基本的考え方）

- 教育公務員特例法第 22 条の 5 の規定に基づく研修履歴の記録は、同法第 22 条の 6 の規定に基づく対話に基づく受講奨励の際に当該記録を活用することにより、教師が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な（ア）を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・（イ）に資することを目的としている。

〈 中略 〉

（個人情報の適正な取扱いの観点からの利用目的の明確化）

〈 中略 〉

- このように、研修履歴の記録は、教育公務員特例法第 22 条の 6 の規定による対話に基づく受講奨励のためだけでなく、教師の資質向上・（イ）に資する観点から、任命権者による人事異動や長期研修の派遣などの人事管理全般のほか、適切な権限の委任と情報共有を前提として、上記のような服務監督権者による校務分掌の整備・決定などにも利用されることが想定される

ため、このような利用を想定する場合には、その利用目的を特定する上で、その旨を明らかにしておく必要がある。

- 加えて、（ウ）を通じた学びを振り返ることができるようにする観点から、教師が任命権者を越えて、（エ）が変わった場合にも、個人情報の保護に関する法律等を遵守することを前提に、前の任命権者や教師本人から情報提供を受けるなどして、円滑に研修履歴に係る情報が引き継がれることが望ましい。

〈 以下略 〉

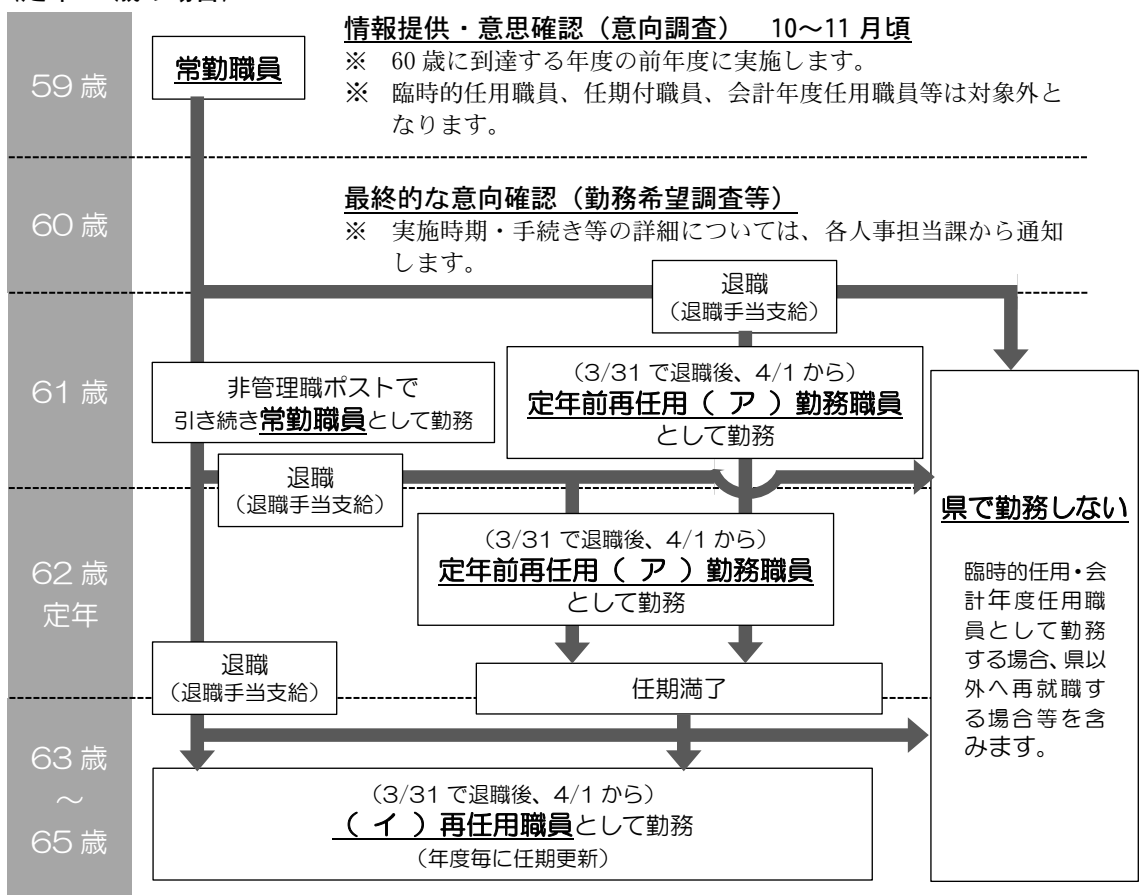
解答

ア：指導助言 イ：能力開発 ウ：教職生涯 エ：所属校

- 5 次の の中は、「定年年齢の引上げに伴う情報提供・意思確認について（通知）（令和5年11月6日 義教第2171号 茨城県教育委員会教育長）」の添付資料である「資料1 定年引上げについて～60歳以降の働き方について～」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のア、イに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

60歳以降の勤務選択フローチャート

〈定年62歳の場合〉



解答

ア：短期間 イ：暫定

- 6 次の の中の文は、「茨城県地域クラブ活動ガイドライン（令和5年2月 茨城県教育委員会）」の「Ⅰ 地域クラブの設立」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからオに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

■ 1 地域クラブ設立に向けた環境整備

(1) 地域クラブ活動への参加者

従来から学校部活動に所属している生徒はもとより、今まで学校部活動に参加していない生徒や、各種スポーツ・文化芸術活動を（ア）としている生徒、（イ）のある生徒など、参加を希望する全ての生徒が対象となる。

〈 中略 〉

(3) 地域移行の進め方

ア 県又は市町村及び（ウ）は、まずは、（エ）における地域クラブ活動の環境整備を進めることを基本とする。

イ 市町村は、県の本ガイドラインを踏まえて「（オ）」を策定し、地域移行を推進する。地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

ウ 平日の地域クラブ活動について、県又は市町村及び（ウ）は、（エ）における取組の進捗状況等を検証しながら、できるところから取組を進める。

エ 地域の実情等に応じて、（エ）と平日とを一体として移行するケースや、平日から先に移行するケースもあり得るため、市町村及び（ウ）は、地域の実情に照らしてふさわしい方針を検討し決定する。

オ 地域移行期において、（エ）の地域クラブと平日の学校部活動とで指導者が異なる場合は、地域クラブの指導者は、あらかじめ学校の部活動指導員や顧問と指導方針や生徒の活動状況に関する情報の共有を行い、生徒や保護者等への説明を丁寧に行う。なお、（ウ）は、地域クラブの指導者に対し、学校と連絡調整を含め、緊密な連携を図るよう指導・監督を行う。

〈 以下略 〉

解答

ア：苦手 イ：障害 ウ：運営団体 エ：休日 オ：推進計画

- 7 「人財育成・学校活性化支援システムの構築に向けて～教員評価の手引き（改訂版）～（令和5年4月 茨城県教育委員会）」の「第3 教員評価の具体的な手続き」について、次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

- (1) 「1 『達成度の評価』の具体的な手続き」について、次の の中の文中の（ ）のAからウに当てはまる語句を書きなさい。

※自己目標の設定にあたって留意すべき3項目について

① 【（ア）に係る目標設定について】

教職員の（ア）と不祥事の根絶について、県教育委員会は、機会あるごとに注意を喚起するとともに、各種通知や研修資料の提供等により、その徹底を図っています。

児童生徒が、安心・安全な学校生活を送れるよう、（ア）に向けた取組のより一層の推進が必要であることを踏まえ、服務規律の遵守に係る目標を設定してください。

② 【働き方改革に係る目標設定について】

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成 31 年 3 月 18 日 30 文科初第 1497 号）において、教職員一人一人が業務改善の意識を持つために、人事評価について、一つ一つの業務について在校等時間という観点からより効果的・効率的に進めることにも配慮することと示されています。

（イ）を含むタイムマネジメント等の取組を意識することを踏まえ、働き方改革に係る目標を設定してください。

③【ICT機器の活用に係る目標設定について】

中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（令和 3 年 1 月 26 日）において、学校教育を支える（ウ）として ICT は必要不可欠なものと示されています。

ICT を活用しながら、児童生徒の個別最適な学びと、協働的な学びを実現していくことが重要であることを踏まえ、ICT 機器の活用についての目標を設定してください。

〈 以下略 〉

(2) 「6 書類の保管」について、次の の中の文中の（ ）に入る数字を書きなさい。

二次評価者は、評価対象者から提出された自己申告書、及び作成した評価集計書について、評価対象期間の終了後、（ ）年間保管してください。

解答

(1) ア：コンプライアンス確保 イ：ワーク・ライフ・バランス ウ：基盤的なツール

(2) 2

8 次の の中の文は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について（通知）（令和 5 年 3 月 24 日 4 文科教第 1806 号 文部科学事務次官）」の「別添 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・対処等に関するチェックリスト」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからオに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

1. 未然の防止関係

- ☐ 任命権者等は、常勤・非常勤等の任用形態等に関わらず、教育職員等を任命又は雇用する際、法第 15 条第 1 項の（ア）を活用しているか。また、採用関係書類等で賞罰歴を確認しているか
- ☐ 校内研修等の機会を通じて、教育職員等に対する啓発を計画的に実施しているか
- ☐ 児童生徒等自身が被害を予防できるよう、啓発・周知徹底しているか
- ☐ 児童生徒性暴力等の防止・対処に関し必要なルール（SNS 等による（イ）の制限等に関する規則・指針等）や取組を整理・周知しているか
- ☐ 他の児童生徒等や教育職員等の目が届きにくい環境となる場面を可能な限り減らすよう、執務環境の見直しや組織的な教育指導体制の構築等を行っているか

〈 中略 〉

4. 対処関係（事案の発生後）

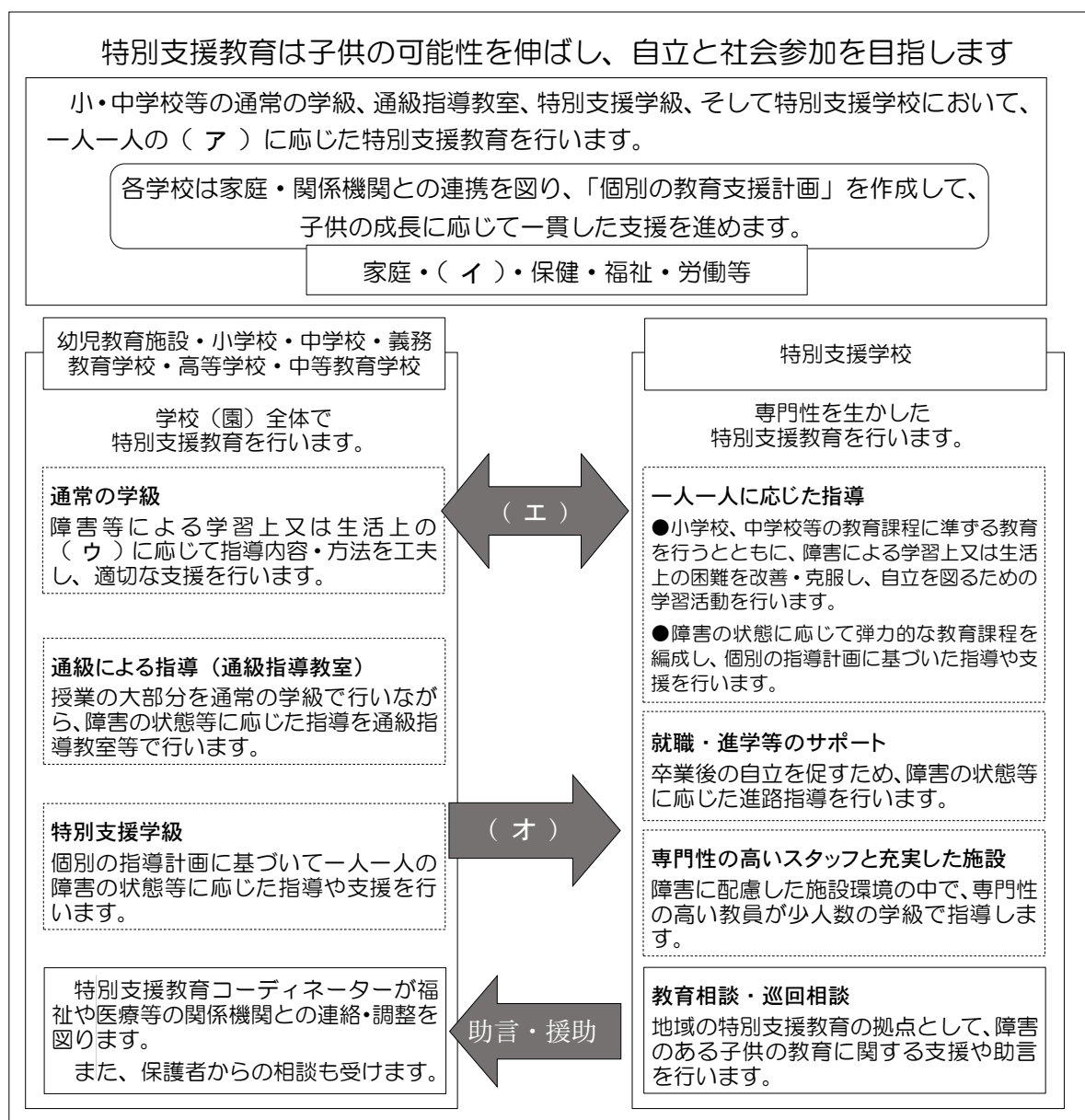
- ☐ 児童生徒等と当該教育職員等との接触を避けるなど、必要な措置を講じているか
- ☐ 学校管理職は、事実確認の結果を待つことなく、（ウ）に通報しているか

- ☐ 専門家の協力を得て、児童生徒性暴力等の事実の有無を速やかに調査しているか
- ☐ 犯罪の（エ）があると思われるときは、速やかに所轄警察署に通報しているか
- ☐ 児童生徒性暴力等の事実が認められる場合、懲戒処分等、適正かつ厳正な措置を実施しているか
- ☐ （オ）が消滅した後に児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した場合でも、犯罪の（エ）があると思われるときは、速やかに警察に通報しているか

解答

ア：データベース イ：私的なやりとり ウ：学校設置者 エ：疑い オ：雇用関係

- 9 次の の中の文は、「みんなとともに 茨城県の特別支援教育 2022（茨城県教育委員会）」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからオに当てはまる語句を書きなさい。



解答

ア：教育的ニーズ イ：医療 ウ：困難さ エ：交流及び共同学習 オ：支援要請

- 10 次の の中は、「ヤングケアラー支援に係る啓発動画及び電子リーフレットの送付について（通知）（令和5年12月26日 義教第2658号 茨城県教育委員会教育長）」の「ヤングケアラー支援に係る電子リーフレット」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからウに当てはまる数字や語句を、下の のaからfの中からそれぞれ一つ選び、その記号を答えなさい。ただし、同じ記号には同じ数字や語句が入るものとする。

ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている（ア）歳未満の子どものことをいいます。

〈 中略 〉

ヤングケアラーはこんなことをしています



障がいや病気のある家族に代わり、家事をしている



障がいや病気のある家族やきょうだいの身の回りの世話・（イ）をしている



依存症の問題を抱える家族に対応している



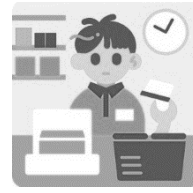
がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族を看病している



目を離せない家族の（イ）や声かけをしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



家計のために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



日本語が話せない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



心が不安定な家族の話を聞くなど（ウ）をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

a 18 b 20 c 付添い d 励まし e 精神ケア f 見守り

解答

ア：a イ：f ウ：e

- 11 次の の中の文は、『教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)』を踏まえた取組の徹底等について(通知)(令和5年9月29日 教改第485号 茨城県教育委員会教育長)」の一部を抜粋したものである。文中の()のアからエに当てはまる語句を書きなさい。

- 1 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進について
- (1) 真に必要な取組の精選並びに業務の適正化のために必要な(ア)等の推進
- (2) 標準授業時数を大幅に上回らない(イ)編成(可能な学校においては今年度途中から)
- (3) 学校行事をより充実するための、行事の精選並びに行事間の関連や(ウ)の推進
- (4) 学校と保護者等間の(エ)を原則としてデジタル化する等のICTの一層の活用
- 〈 以下略 〉

解答

ア：予算措置 イ：教育課程 ウ：統合 エ：連絡手段

解説

令和5年9月8日、文部科学省初等中等教育課長より『教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)』(令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)」が示された。それを受けて本県では、市町村教育委員会を通して各学校に本問の通知を発出した。その内容は①学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進について、②学校における働き方改革の実効性の向上等で、出題文は①の内容の一部である。

なお、筆記試験では「令和〇年〇月〇日 〇〇第〇〇号 〇〇〇」といった発遣番号のついた文書がとくに出題される傾向にあるので、目を通しておく必要がある。

- 12 次の の中の文は、職員の給与の支給等に関し、「職員の給与に関する条例(昭和27年条例第9号)」及び「職員の給与に関する規則(昭和36年人事委員会規則第2号)」について述べたものである。文中の()のアからオに当てはまる語句を、下の のaからfの中からそれぞれ一つ選び、その記号を書きなさい。(重複選択可)

- ・ 新たに職員となった者には、(ア)から給料を支給する。
- ・ 職員が離職したときは、(イ)までの給料を支給する。
- ・ 職員が死亡したときは、(ウ)までの給料を支給する。
- ・ 月の初日以外に新たに職員となったときは、(エ)から通勤手当を支給する。(採用日から15日以内に届出をした場合)
- ・ 月の初日以外に職員が離職したときは、(オ)までの通勤手当を支給する。

a その日 b その月 c その前日
d その前月 e その翌日 f その翌月

解答

ア：a イ：a ウ：b エ：f オ：b

- 13 次の の中の文は、それぞれ「生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）」の「第1章 生徒指導の基礎」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからエに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

1.1 生徒指導の意義

1.1.1 生徒指導の定義と目的

(1) 生徒指導の定義

〈 中略 〉

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を（ア）教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

〈 中略 〉

(2) 生徒指導の目的

〈 中略 〉

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と（イ）資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己表現を（ア）ことを目的とする。

〈 中略 〉

1.2 生徒指導の構造

1.2.1 2軸3類4層構造

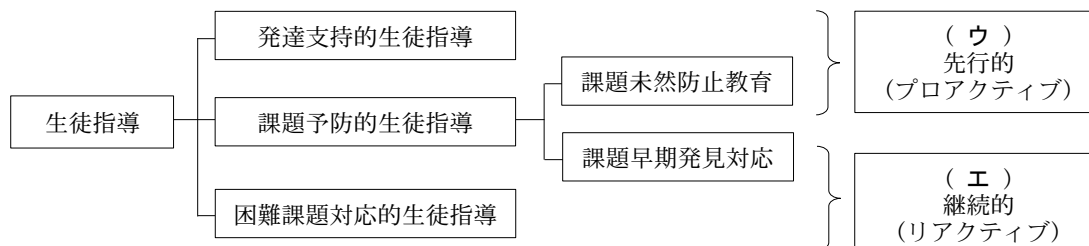


図1 生徒指導の分類

解答

ア：支える イ：社会的 ウ：常態的 エ：即応的

- 14 茨城県教育委員会のホームページで公開されている「『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について（茨城県）」における令和4年度の本県の概要について、下の の中のアからオの中から正しいものをすべて選び、記号で答えなさい。

ア 本県の小学校、中学校、高等学校における暴力行為の1,000人当たりの発生件数は、昨年度から増加した。

イ 本県の暴力行為の内容では、「対教師暴力」と「生徒間暴力」がほぼ同じ件数である。

ウ 本県のいじめ発見のきっかけは、「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多く、次いで「学級担任が発見」となっている。

- エ 本県のいじめの現在の状況で「解消しているもの」の件数の割合は、年々増加している。
- オ 本県の不登校児童生徒数は、小学校は7年連続で増加、中学校は10年連続で増加している。

解答

ア・オ

15 次の の中の文を読み、下の(1)、(2)の問いに答えなさい。

A小学校5年1組に在籍するB男は、同じクラスのC男と言い争いから喧嘩になり、近くにあったモップでC男の頭を2回叩いた。現場を目撃した児童から報告を受けた担任のD教諭は、喧嘩の状況について、B男から、モップで軽く叩いたことを聞き、C男には怪我がないことを確認した。D教諭は、B男とC男に対し、暴力をふるうことはいけないことであると指導し、そのまま下校させた。

その日の夕方、D教諭はC男の保護者に連絡し、B男とC男が喧嘩し、B男がC男の頭を軽く2回叩いたことを説明した。

その日の夜になり、C男は母親に「首が痛い」と訴え、喧嘩の様子を聞いたところ、「B男にモップで2回、強く叩かれた。」と伝えた。

翌日、C男の両親が来校し、校長に「なぜ軽く叩いた、などと嘘を言ったのか。息子はB男にモップで強く叩かれたと言っている。D教諭は、暴力を些細な喧嘩として処理しようとしているのではないか。」と訴えた。

- (1) 保護者の訴えに対し、校長が早急にするべき対応はどのようなことか、簡潔に3つ書きなさい。
- (2) 今後、このような状況をつくらないために、校長としてとるべき対策は何か、簡潔に3つ書きなさい。

解答例

- (1) まず、教頭・生徒指導主事・学年主任に指示し、5年1組で起こった喧嘩の状況を早急に把握する。次に、担任をはじめ関係職員を集めて、C男の両親から指摘があった内容や対応策について協議し、学校としての方向性を示す。そして、校長・学年主任・担任で家庭訪問し、これまでの学校の対応のまずさを謝罪し、今後の学校の方向性を伝え、理解を得られるようにする。
- (2) 第一に、担任一人の判断で処理するのではなく、生徒指導主事や学年主任などを中心にチーム学校として対応するよう、全職員に徹底する。第二に、管理職への報告・相談・連絡を密にするよう指導し、暴力事案等については、発生時から管理職も加わることを周知する。とくに、首から上の事故の場合は重大な事故として扱うよう職員に指導する。第三に、暴力行為は学校として絶対に許せない行為であることを、集会活動等を通して児童に周知・徹底を図る。

解説

この事例の状況は非常に微妙なものである。とくに首から上の事故の場合、重大だと受け止めて対応する必要がある。喧嘩の事実関係を正確に把握し、適切な対応をとるためにも、学校側は事の経緯を詳しく調査し、保護者との信頼関係を築くことが大切である。また、被害を受けた児童の安全と心のケアも優先して考える必要がある。

なお、こじれそうな場合、第三者の介入が有効な場合もあるので、専門家の助けを借りることも一つの手段である。

- 16 学校は、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）等に則って対応することが重要とされている。そのような事態が起きた場合、あなたは校長として、「いじめの重大事態対応マニュアル（平成 31 年 1 月 茨城県教育委員会）」に基づき具体的にどのように対応するか、3つ書きなさい。

解答例

- ① 速やかに重大事態が生じた疑いがあることを所轄の教育委員会に報告する。
- ② 重大事態は、「疑い」が生じた段階で関係児童生徒から聞き取りを行い、正確な実態把握に努めるなど調査にあたる。
- ③ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

解説

事例問題2の内容が大きく変更されて3年目を迎えた。受験者もその傾向を掴み準備して臨まれていると思う。とくに、2023 年度、本県でいじめの重大事態にあたる事案が発生したため、関心のある受験者たちは出題に見通しを立てていたことであろう。

なお、上述の解答例のほかにも、①調査結果に基づき、いじめの重大事態が認められた場合は、被害児童生徒の保護や加害児童生徒への指導・支援を行う、②再発防止策を実施し、3ヵ月間の経過観察や見守り体制を整備するとともに、所轄の教育委員会との情報連携もこまめに行うなどの解答例が考えられる。

【茨城県】2023 年度 校長登用選考試験問題 〈2023 年 1 月実施〉

【筆記】

- 1 次の の中は、「令和 4 年度 学校教育指導方針（茨城県教育委員会）」の一部を抜粋したものである。（ ）の ア から エ に当てはまる語句を書きなさい。

小・中学校教育の充実

努 力 事 項	具 現 化 の た め の 取 組
1 学習の効果の最大化を図る（ア）の確立	○ 教育課程を軸にした教育活動や組織運営の改善 ・学校の特色を生かし、教育目標の実現に向け教科等横断的な視点で組み立てる教育課程の編成・実施 ・教育内容の質の向上に向けた教育課程の実施状況の適切な評価と改善 ・（ア）の目的を理解し、学校全体で取り組むための組織運営の改善 ・各教科等、学年相互間の関連及び学校段階等間の接続を図り、系統的、発展的な指導の内容等を具体化した指導計画の改善
2 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善	○ 主体的・対話的で深い学びの実現 ・個別最適な学びと協働的な学びの（イ）な充実 ・単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、自身の学びや変容を自覚できる場面、自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するかを考えた指導計画の作成 ・各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら行う学習の充実 ・各教科等における言語活動、読書活動の充実 ・学習の見通しを立てたり、振り返ったりする活動の充実 ・家庭や地域社会と連携した（ウ）の充実 ・自ら課題を設定し、課題解決の見通しをもち、他者と協働するなどして粘り強く課題の解決に取り組む学習の充実 ・各教科等で習得した概念や考え方を活用し、新たな問いを見いだして解決することができる学習の充実
3 新しい時代に必要な資質・能力の育成	○ 教科等横断的な視点での学習の基盤となる資質・能力の育成 ○ 読解力・論理的思考力を高める指導の充実 ・目的に応じて資料等を活用し、自分の考えを話したり書いたりする活動の充実 ・自分の考えをもち、他者の考えとの共通点や相違点を捉え、考えを深めていく活動の工夫 ・集めた情報を整理・分析し、論理的にまとめて表現する活動の工夫 ○ 体験的・問題解決的な学習の促進 ・知識・技能の確実な習得を図るための体験的な学習や繰り返し学習の充実 ○ 従来の指導に（エ）させる ICT の効果的な活用 ○ 効果的な指導を行うための教材研究の充実及び教材開発 ・指導内容のまとめ方や重点の置き方の工夫 ・地域の素材などを積極的に活用した魅力ある教材の開発 〈 以下略 〉

解答

ア：カリキュラム・マネジメント イ：一体的 ウ：体験活動 エ：ベストミックス

- 2 次の の中の文は、「茨城県教育振興基本計画の策定について（通知）（令和4年3月30日教総第1030号 茨城県教育委員会教育長）」の添付資料の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからウに当てはまる語句を書きなさい。

いばらき教育プランの概要

基本理念 『活力があり、県民が日本一幸せな県』 ※計画期間：令和4～7年度

Ⅲ「新しい人財育成」

茨城県の（ア）をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します。

〈 中略 〉

政策11 次世代を担う「人財」

変化の激しい時代を生き抜くため、（イ）に積極的に挑戦し、自分の夢を実現したり、地域課題を発見・解決できる「人財」を育成します。

（1）「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進

・保幼小中高の円滑な接続、食育、健康教育、ICT活用、外部人材活用、情報モラル教育

（2）新しい時代に求められる能力の育成

・英会話学習、国際理解教育、（ウ）教育、理数教育、アントレプレナーシップ育成、キャリア教育、STEAM教育

（3）地域力を高める人財育成

・郷土教育、福祉教育、地域活動

〈 以下略 〉

解答

ア：未来 イ：リスク ウ：プログラミング

解説

現行の「いばらき教育プラン」（令和4～7年度）は、県政全体の指針である「茨城県総合計画」のうち教育に関わる部分にあたる。その趣旨をまとめた「いばらき教育プランの概要」では、4つの「チャレンジ」と連なる20の「政策」が示されている。今回の出題では「いばらき教育プランの概要」の記述をもとに、「新しい人財育成」に関連する「政策11」の内容が問われた。

- 3 次の の中の文は、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）（令和4年3月31日 3文科初第2695号 文部科学省初等中等教育局長）」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからオに当てはまる語句を書きなさい。

〈 略 〉

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

〈 中略 〉

（5）教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、（ア）など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の（イ）・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、

教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、

- ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
- ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
- ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、（ウ）も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、（エ）（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（（オ）の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

〈 以下略 〉

解答

ア：学習者用デジタル教科書 イ：公正性 ウ：懲戒処分

エ：地方公務員法 オ：信用失墜行為

- 4 次の の中の文は、「茨城県『部活動の運営方針』（改訂版） 令和 4 年 12 月 茨城県教育委員会」の一部を抜粋したものである。文中のアからエに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

〈 略 〉

■ 1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

【方針】

- 生徒の怪我予防、コンディション調整、パフォーマンス向上、心身の健全な育成のためには、心身の疲労が解消できる十分な休養時間の確保が重要であるとする（ア）観点を最優先に考慮し、本方針に示す活動時間を遵守し、適切な活動計画に基づいて活動する。
- 休養が身体面はもとより精神面においても重要であることについて、生徒・保護者・教員の理解を十分に得られるよう啓発する。
- 特にジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（別添 1）も踏まえ、望ましい活動時間を設定する。
- 活動計画作成に当たっては、限られた時間の中で効果を上げるべく、活動する（イ）の観点、授業を中心とした学校生活と家庭での生活のバランスを保つ観点、さらに、教員の長時間労働の縮減に配慮する観点からも、活動過多を抑止する方向で見直す。
- 大会等の前であっても、過度な練習や練習試合等を計画せず、心身の健康を保持するために活動時間の上限の範囲内で活動することを徹底する。全ての生徒やチーム・団体が、一定の時間内で合理的で効率的・効果的な活動となるよう工夫しながら練習し大会等に臨めるよう、活動を計画・実施する。
- （ウ）は原則禁止とするが、学校の管理下でない生徒の自主的な練習は日本スポーツ振興センターの補償の対象とはならないことを認識した上で、特例で（ウ）を行う場合については、県教育委員会がその具体例を明示する。その場合でも活動時間は 1 日の上限の範囲内とする。
- 休日に大会等で活動した場合に、十分に心身の疲労を回復させるため、活動した時間に応じて、休日を含め適切な休養日を設ける。さらに、教員も十分に休養が取れるよう（エ）を柔軟に行えるようにする。

〈 以下略 〉

解答

ア：医・科学的 イ：タイムマネジメント ウ：朝の活動 エ：勤務日の振替

5 「小・中学校等における特別支援学級の教育課程編成ガイド【改訂第4版】（令和4年11月17日 茨城県教育委員会）」について、次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

(1) 次の□の中の文は、「3 特別支援学級における指導」の一部を抜粋したものである。文中の()のアからエに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

〈 略 〉

(2) 交流及び共同学習

交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している(ア)・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要です。

児童生徒一人一人の障害の状態や(イ)が異なることと同様に、交流及び共同学習が必要な時数についても、児童生徒一人一人異なるものです。

通常の学級における交流及び共同学習を必要とする特別支援学級に在籍している児童生徒については、「原則として週の授業時数の(ウ)を目安として特別支援学級において児童生徒一人一人の障害の状態や(イ)及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。」と示されています。

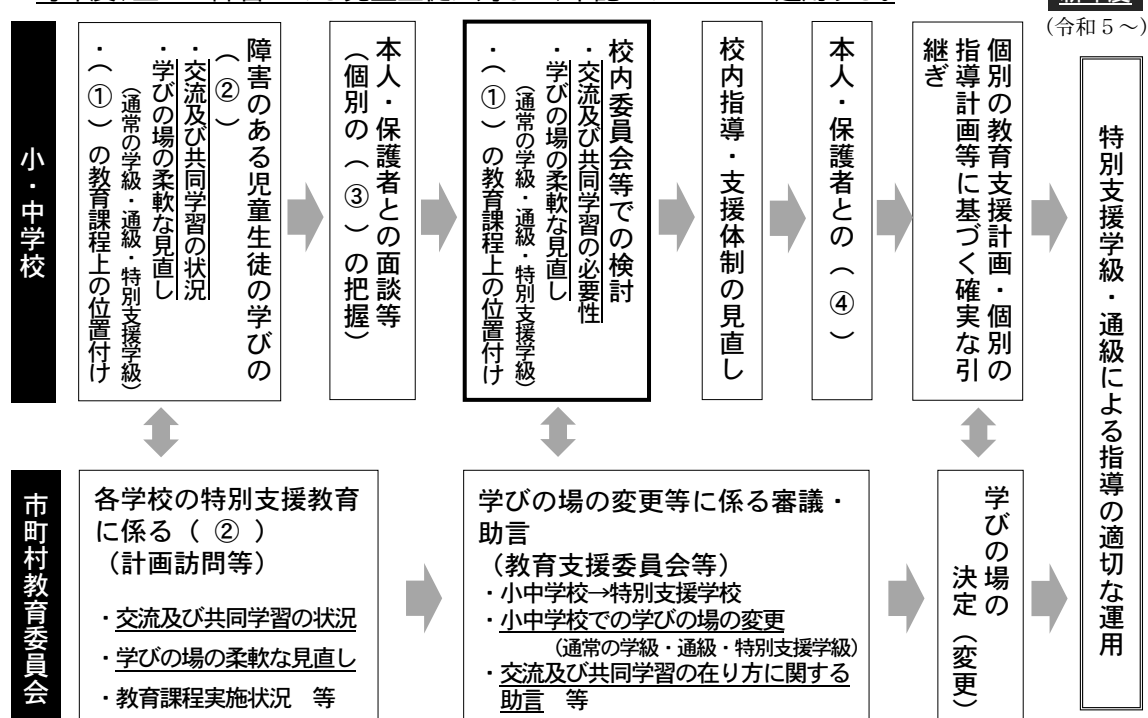
ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての(エ)がある場合においては、この限りではありません。

また、特別支援学級に在籍している児童生徒が大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合は、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導を検討すべきであると考えられます。

〈 以下略 〉

(2) 次の□の中の図は、「4 適切な学びの場の柔軟な見直し」の一部を抜粋したものである。図中の()の①から④に当てはまる語句を、下のアからクの中から選び、記号で書きなさい。ただし、同じ番号には同じ語句が入るものとする。

※毎年度、全ての障害のある児童生徒に対して、下記のプロセスを適用する。



〈図2〉適切な学びの場の検討プロセス

ア 機会確保 イ 意見交換 ウ 合意形成 エ 状況把握 オ 自立活動
カ 生活単元学習 キ 配慮事項 ク 教育的ニーズ

解答

- (1) ア：実感 イ：特性 ウ：半分以上 エ：教育上の必要性
(2) ①オ ②エ ③ク ④ウ

- 6 次の 中の図は、今年度、県内の教職員全体のコンプライアンス意識の一層の向上を図るため、これまでの「コンプライアンスだより」をリニューアルしたものの一部である。次の(1)、(2)の問いに答えなさい。（※編集部注：図の一部は省略しています）

A

～The On going Revolution～

Compliance Division-3

R4.8.2

子どもたちの安心・安全な学校づくり
[不祥事ゼロ] の (ア)

➡

懲戒処分者ゼロ
[R4.7 月末現在]

R4 不祥事ゼロの (ア)
～全ては児童生徒・教職員一人一人の幸せの実現のために～

- ◆不祥事発生 → 児童生徒・教職員等の毎日が一変、幸せの実現は遠く離れていく
- ◆児童生徒・教職員一人一人の幸せ実現 → 「絶対に不祥事を起こさない、起こさせない」
という、教職員一人一人の決意が必要！
- ◆校長を中心とした日々の取組や、教職員相互の声かけなどを継続することが大切

令和4年4月「コンプライアンス確保に向けた校長研修会」以降、懲戒処分ゼロ

- ◆校長先生 … 校内の全力の取組（研修、点検、面談など）
- ◆一人一人の先生 … 本気で不祥事ゼロの実現に向けて行動してくださった結果

⬇

事後処理 → (イ) ヘシフトチェンジ
皆さまの身の回りには…「ヒヤリ、ハッと」（事件や事故の一手手前）がよくありますよね。
誰かが気づき、学校組織で的確に対応し、情報を共有して (イ) に努めましょう。

毎日の
笑顔を
創ろう

直近の実事例（本県）令和4年7月・取扱い事案 研修

- ◆「教員の政治的行為の疑い」1件 → **訓告措置**
 - ・確認すべき法令等…地公法第36条、国公法第102条、教特法第18条、人事院規則14-7
 - ・注意すべきポイント…「政治的目的」をもって「政治的行為」をしてはならない。
※上記法令を参照
- ◆「自作肥料の無届販売行為」1件 → **訓告措置**
廃棄予定のもみ殻を加工 ⇒ フリマアプリで販売。[肥料の品質の確保等に関する法律] に定められた「県知事への届け出」を怠った。肥料の取扱いについては、製造や販売に関する法令を確認すること！

- (1) 図中の A に当てはまるこの通信の名称を書きなさい。
(2) 図中の () のア、イに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

解答

(1) One IBARAKI

(2) ア：学校改革 イ：未然防止

7 次の の中の文は、教員特殊業務手当に係る支給実績簿について述べたものである。アからオの中から誤っているものをすべて選び、記号で書きなさい。

- ア 教員特殊業務手当が支給される業務に従事する職員は、教員特殊業務従事簿に従事日及び業務内容等を記入し、事前に管理者に提出する。ただし、緊急の場合は事後に提出してもよい。
- イ 教員特殊業務従事簿の提出を受けた校長及び副校長又は教頭は、業務内容等を確認し、承認する。
- ウ 部活動の指導業務に係る教員特殊業務従事簿は、月ごとに作成することから、計画どおりに業務が行われないことも多いため、業務が終了した月末に提出させてもよい。
- エ 対外運動競技等の業務に従事する場合に作成する教員特殊業務従事簿の「業務の実施主体」欄は、「学校が計画実施したものである」旨記入することとされているので、そのように記入されていれば、学校教育活動に属さないものでも承認して差し支えない。
- オ 事務職員は、教員特殊業務従事簿に記載された従事日や従事時間等が支給要件に合致するかを確認し、給与関係報告書（勤務報告書2）を作成する。

解答

ウ・エ

解説

「令和4年給与事務の手引」を参照。

ア：P135に「緊急の場合は、事後において記入し管理者に提出すること。」とある。

イ：P134に「業務内容等の事前に承認：校長及び副校長・教頭による業務内容の承認」とある。

ウ：上記問題のAにある「緊急の場合」に該当しない限り、事前に記入して管理者に提出することとある。

エ：P128に「その競技会などへの参加が学校により直接計画・実施されるもの。（学校教育活動として行われるものであること。）」とある。

オ：P134に「従事簿に基づく支給要件の確認：事務担当者による支給要件の確認」とある。

8 茨城県教育委員会のホームページで公開されている「令和4年度 全国学力・学習状況調査 結果概要（茨城県教育委員会）」において、「小学校算数科 成果と課題について」の中で、課題の見られた設問【正答率が50%以下の主なもの】として示されているものを、次の の中のアからキの中からすべて選び、記号で書きなさい。

- ア 【図形】正三角形の意味や性質を基に、回転の大きさとしての角の大きさに着目し、正三角形の構成の仕方について考察し、記述する
示されたプログラムについて、正三角形をかくことができる正しいプログラムに書き直す
- イ 【図形】図形を構成する要素に着目して、長方形の意味や性質、構成の仕方について理解する
長方形のプログラムについて、向かい合う辺の長さを書く
- ウ 【図形】筋道を立てて考え、事柄が成り立つ理由を説明する
 $\angle ABE$ と $\angle CBF$ の和が 30° になる理由を示し、 $\angle EBF$ の大きさがいつでも 60° にな

ることの説明を完成する

エ 【数と計算】被除数に空位のある整数の乗法の計算をする

1050×4を計算する

オ 【数と計算】示された場面において、目的に合った数の処理の仕方を考察する

85×21の答えが1470より必ず大きくなることを判断するための数の処理の仕方を選ぶ

カ 【数と計算】示された場面を解釈し、除法で求めることができる理由を記述する

カップケーキ7個分の値段を、1470÷3で求めることができるわけを書く

キ 【変化と関係】示された場面のように、数量が変わっても割合は変わらないことを理解する

果汁が含まれている飲み物の量を半分にしたときの、果汁の割合について正しいものを選ぶ

解答

ア・オ・キ

- 9 次の□の中の文は、「市町村立学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（R4.12.23時点）茨城県教育庁学校教育部義務教育課」の一部を抜粋したものである。文中のアからエに当てはまる語句を書きなさい。

〈 略 〉

4 給食について

〈 中略 〉

(4) 会食時

- ・ 会食は、座席配置の工夫や（ア）の確保を講じた上で、飛沫を飛ばさないよう、（イ）を控える。
- ・ 向かい合う座席にする場合にはパーティションを設けるなどの対応を行う。
※市町村や学校においては（ウ）等を踏まえて判断する。
- ・ 会食中は、マスクを外すため、机上にティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、（エ）を徹底する。

〈 以下略 〉

解答

ア：適切な換気 イ：大声での会話 ウ：感染状況 エ：咳エチケット

- 10 次の□の中の文は、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について（通知）令和4年6月21日 4文科教第444号 文部科学省事務次官 1. 改正の概要」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからウに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句や数字が入るものとする。

〈 略 〉

2 教育公務員特例法の一部改正

〈 中略 〉

③ 研修等に関する記録の作成等

- i 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学省令で定めるところにより、当該校長及び教員ごとに、研修の（ア）その他の当該校長及び教員の資質の向上のために取組の状況に関する記録（以下「研修等に関する記録」という。）を作成しなければならないこととする。（教特法第22条の5第1項関係）
- ii 研修等に関する記録には、当該校長及び教員が（ア）した研修実施者実施研修に関する事項等を記載するものとする。（教特法第22条の5第2項関係）

〈 中略 〉

3 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）の一部改正

- ① 普通免許状及び（イ）を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除することとすること。（免許法第 9 条～第 9 条の 4 関係）
- ② 普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を（ウ）年とする課程（以下「教職特別課程」という。）について、その修業年限を（ウ）年以上とすることとすること。（免許法別表第 1 関係）

〈 以下略 〉

解答

ア：受講 イ：特別免許状 ウ：1

- 11 次の の中の文は、「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例（令和 3 年 12 月 14 日 条例第 60 号）」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからエに当てはまる語句を書きなさい。

〈 略 〉

（ケアラーの支援）

第 10 条 県は、ケアラーの生活の質を維持向上させるとともに、ケアラー及びその家族の日常生活上及び社会生活上の不安、負担等を軽減させるため、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) ケアラーの支援に関する一元的な（ア）の整備及びその周知に関すること。
 - (2) ケアに関する相談、手続その他の行為に係るケアラーの負担を軽減するための情報通信技術の活用に関すること。
 - (3) ケアラーが休息若しくは休養を要する場合又は社会通念上やむを得ない事由によりケアができなくなった場合における一時的にケアを提供する取組その他の必要な支援に関すること。
 - (4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する（イ）又は就業に関する支援に関すること
 - (5) ケアラー及びケアを受ける人の家族に対する包括的な支援に関すること。
 - (6) ケアの方法等に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発に関すること。
 - (7) 交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関すること。
 - (8) ヤングケアラーの（ウ）の確保に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、ケアラーを支援するために必要な事項に関すること。
- 2 県及び市町村は、ヤングケアラーの権利利益が害されることがないように、ヤングケアラーに対する差別、いじめ及び（エ）の防止のための対策を推進するものとする。

〈 以下略 〉

解答

ア：相談体制 イ：修学 ウ：教育の機会 エ：虐待

- 12 次の□の中の図は、「男性職員の育児休業等の取得促進について（通知）（令和4年11月15日 教総第884号 茨城県教育委員会教育長）」の添付資料の一部を抜粋したものである。下の(1)、(2)の問いに答えなさい。

令和4年10月1日から、
育児休業・□〔ア〕をより柔軟に取得できるようになります！

1. 育児休業制度の改正のポイント

取得回数：最大4回まで取得可能となります（改正前：最大2回）

◆〔イ〕（産後8週（誕生日から57日）以内にする育児休業）を2回（改正前：1回）まで取得可能

+

◆それ以降、子の3歳の誕生日の前日まで、育児休業を原則2回（改正前：原則1回）まで取得可能



2. □〔ア〕※の改正のポイント

※妻が出産する場合に出産に係る子又は〔ウ〕の子を養育するための休暇（対象：男性職員）

対象期間：出産日以後1年を経過する日までに拡大されます
（改正前：出産日後8週間を経過する日まで）

◆出産予定日の8週間前から出産日以後1年を経過する日まで（改正前：出産日後8週間を経過する日まで）の期間において、〔エ〕の範囲内で取得可能

- (1) 図中の□の□のアからエに当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。
- (2) 地方公務員の育児休業制度を定めている法律名を書きなさい。

解答

- (1) ア：育児参加休暇 イ：産後パパ育休 ウ：小学校就学前 エ：5日
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律

- 13 次の□の中の文は、「教職員の非違行為（懲戒処分）に伴う校長の管理監督責任の厳格化について（通知）（令和4年12月1日 教改第637号 義教第1989号 高教第2316号 特教第726号 茨城県教育委員会教育長）」の一部を抜粋したものである。文中のアからオに当てはまる語句を書きなさい。

〈 略 〉

教職員は、一社会人であることにとどまらず、直接子供たちを教え諭し導く重責にあります。教職員の不祥事は、県民をはじめとする多くの方々から、厳しく批判されます。懲戒処分となれば、その影響は、当該教職員のみにとどまらず、家庭、学校、地域、そして何よりも児童生徒や保護者に多大な被害を及ぼすとともに、事故相手を含めた関係者に大きな（ア）を与えてしまうなど、はかり知れないものとなります。

このような状況を断ち切り、非違行為を根絶することで、県民等に対する教育への信頼を回復することを目的とし、校長の（イ）の下、教職員一人ひとりを守り、児童生徒が安心して学ぶことのできる（ウ）の確保を徹底するため、教職員の非違行為（懲戒処分）に伴う校長の管理監督責任の厳格化について、下記のように取扱うことといたしましたので、了知願います。

なお、この取扱いにつきましては、(エ)以降に発生した事故等に係る懲戒処分から適用いたしますので、了解願います。

記

- 1 教職員の非違行為(懲戒処分)に伴う校長の管理監督責任の厳格化に関する取扱い
○ 部下教職員が懲戒処分を受ける等した場合、原則、「(オ)」とする。
(以下略)

解答

ア：心理的被害 イ：リーダーシップ ウ：教育環境
エ：令和5年1月1日 オ：減給又は戒告

解説

本問は、教職員の非違行為の根絶に関する通知が幾度も出されているにもかかわらず根絶に至らない状況に鑑み、校長の管理監督責任の厳格化について示したものである。

この通知には、対策案も添付されており、校長の責任がきわめて重大なことを示している。校長は、本校から教職員による非違行為が発生しないよう、校内研修等で未然防止に努め、教職員の指導を徹底していくべきである。

なお、コンプライアンスに関する問題は、選考試験においてかなりの頻度で出題されている。最新の通知文に目を通しておくことが大切である。

14 次の□の中の文を読み、下の(1)、(2)の問いに答えなさい。

今年度4月にA小学校に赴任したB校長は、7月に入り、C教諭が大きなバッグにたくさんの荷物を入れて持ち帰る姿を見かけ声をかけた。するとC教諭は、「これ全部テストなんです。学校では採点する時間があまりとれないので、自宅で採点することが多いんです。私だけじゃありませんよ。大半の先生がそうしています。」とのことであった。

すぐに、B校長は、D教頭に対し、学校の個人情報管理マニュアルを確認するよう指示したところ、A小学校では、テストの学校外への持ち出しについては、「学級担任の責任において行うこと」としていることが分かった。

- (1) この事例における問題点は、どのようなことであるか、簡潔に3つ書きなさい。
(2) 校長として、どのように対応すればよいか、簡潔に2つ書きなさい。

解答例

- (1) ①勤務時間内に採点する時間がとれず、テストを持ち帰り自宅で採点している点。②個人情報管理マニュアルが「テストの持ち出しは学級担任の責任において行うこと」となっている点。③校長に指摘されるまで、教頭以下職員が個人情報管理マニュアルの内容の誤りに気づかなかった点。
(2) ①個人情報管理マニュアルの再点検を図る。②校務の見直しを図り、勤務時間内で終わるようさらなる意識改革を図る。

解説

学校現場では、時間外在校等時間の縮減に取り組みつつ、働き方改革が進められている。しかし現状では改革は十分ではない。このような状況のなか、管理職に無許可で個人情報を学校外へ持ち出すなど絶対にあってはならない。本ケースの場合、いわゆる教職員の意識改革が不十分であり、管理職の責任も問われることになる。

そこで、個人情報管理マニュアルを見直す際、平成 17（2005）年4月に茨城県教育委員会から発出された「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン」をもとに再点検するとよい。なお、次のような問題点も考えられる。

「年度始めに、個人情報に関する取扱いについて確認がなされていない点」

「C教諭をはじめ、多くの職員が膨大な仕事をすることに慣れて、長時間勤務に対する意識が低い点」

- 15 現在、不登校児童生徒数の増加が課題となっている。今後、新たな不登校が生じないようにするために、校長として具体的にどのように取り組むか、3つ書きなさい。

解答例

①魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりに努めること。

②いじめ・暴力行為等の問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応に努めること。また、教職員の不適切な言動が不登校の原因となる場合もあること。

③将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身につけることができるようにすること。

解説

県教育委員会は令和4（2022）年度選考において事例問題2を大きく変更した。それまでとはまったく違う「長時間勤務の要因とその解決策」が出題された。そのため、受験者からは「新しい形式での問題であったため、たいへん戸惑った」との声が多かった。令和5（2023）年度選考においても同様の形式の問題が出題された。今後もこのスタイルによる出題の確率が高い。

本問題は、令和元（2019）年10月25日に文部科学省から発出された「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」に示された内容（「2. 学校等の取組の充実 （2）不登校が生じないような学校づくり」）が出題の背景になっている。なお、次のような解答も考えられる。

「保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築：社会総掛かりで児童生徒を育てていくため、学校、家庭および地域等との連携・協働体制を構築すること」

【茨城県】2022 年度 校長登用選考試験問題 〈2022 年 1 月実施〉

【筆記】

- 1 次の 中の図は、「令和 3 年度 学校教育指導方針（茨城県教育委員会）」の一部を抜粋したものである。図中の〔 〕の①から③に当てはまる語句を書きなさい。

一人一人が輝く活力ある学校づくり		
創意工夫を生かした 特色ある教育活動の推進	一人一人の〔 ① 〕の実現 に向けた教育活動の推進	学校段階等間を円滑に 接続する教育活動の推進
○ カリキュラム・マネジメントの推進 ○ 〔 ② 〕の視点に立った特色ある教育課程の編成 ○ 家庭・地域との連携・協働「社会に開かれた教育課程」〈 中略 〉 ○ 教育目標の実現に向けた組織的な取組 ○ 教育課程の実施状況の定期的な把握と改善〈 以下略 〉	○ 互いのよさを認め合い、自分のよさを発揮できる学級・学校づくり ○ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成〈 中略 〉 ○ 自ら課題を発見し、多様な他者と協働で試行錯誤しながら解決する教育活動の充実 ○ 1 人 1 台端末の活用等による個別最適な学び、協働的な学びの充実 ○ 豊かな心の育成〈 中略 〉 ○ 健やかな体の育成〈 中略 〉 ○ 一人一人の発達の段階や教育的ニーズに応じた指導の充実	○ 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの充実 ○ 同一中学校区内の小・中学校間（児童生徒、教職員）の連携の取組の充実 ○ 保幼小中高各段階での育成を目指す資質・能力の共有
～〔 ③ 〕による効果的な教育活動の展開～		

解答

- ①豊かな学び ②SDGs ③働き方改革の推進

- 2 次の 中の文は、「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和 3 年 6 月 23 日 3 初児生第 14 号）の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからオに当てはまる語句や数字を書きなさい。なお、同じ記号には、同じ語句が入るものとする。

〈 略 〉

18 歳以下の自殺は、8 月下旬から 9 月中旬等の学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけて実施することが考えられる。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前から（ ア ）、教育相談等を実施し、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。また、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、（ イ ）の健康問題に適切に対応すること。

〈 中略 〉

(3) 学校内外における集中的な（ ウ ）

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への（ ウ ）を強化すること。また、学校外における（ ウ ）については、教育委員会等において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体

制を構築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い（エ）については、これらの時期に（ウ）を集中的に実施することが有効であること。

（4）（オ）の強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施する（オ）について、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどして（オ）を集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。また、警察等関係機関において（オ）が実施されている場合には、当該関係機関との積極的な連携に努めること。

（以下略）

解答

ア：アンケート調査 イ：心 ウ：見守り活動 エ：場所 オ：ネットパトロール

解説

通知文の冒頭では児童生徒の自殺者の増加、とりわけ女子中高生の増加がきわめて憂慮すべき状況にあると述べられており、その重要性が感じられる。さらに本県でも「令和3年度 義務教育課主要施策等の概要」に「自殺予防に係る取組について」が取り上げられており、関連性をもたせて把握しておく必要がある。

※令和5（2023）年7月に同名の通知が発出されているので、こちらも確認しておきたい。

- ③ 次の の中の文は、『教育長からの緊急メッセージ』について（通知）令和3年3月31日 茨城県教育委員会教育長」の一部を抜粋したものである。（ ）のアからカに当てはまる語句を書きなさい。

教職員の皆様へ

教職員の皆様には、日頃より子どもたちの健やかな成長のために、高い使命感を持ち、日々の教育活動に熱心に取り組んでいただいていることに心より感謝いたします。

さて、教職員の服務規律の確保及び（ア）としての法令遵守等につきましては、従来より機会あるごとに注意喚起や指導の徹底を図ってきたところですが、依然として体罰、飲酒運転、住居侵入及び窃盗、盗撮など、教職員による重大かつ悪質な不祥事が続発しております。

このような不祥事を起こす者はごく一部とは言え、依然として根絶できない教職員の不祥事により、児童生徒や保護者をはじめとする県民の信頼が根底から揺るがされており、まさに痛恨の極みです。

また、県立高校等の入試において採点ミスが発覚し、受検生や保護者をはじめとする県民に多大な迷惑をかける結果となりました。今回の高校入試はもちろんのこと、平素より、我々教職員の言動は、児童生徒の将来を決定しかねない重大な責任を伴うものであることを認識する必要があります。

子どもたちを（イ）立場の教職員として、一人一人がこの深刻な事態を（ウ）の問題として認識するとともに、失われた信頼を早急に回復するために、総力をあげて、それぞれの立場で最大限の努力を続けていかなければなりません。

教職員は、（エ）をかけて子どもたちとかわることで、確かな学力はもちろん、社会のルールや（オ）、豊かな人間性を身に付けさせる使命を担っています。

未来を担う茨城の子どもたちの夢の実現のために、私たち全ての教職員が（カ）を持って職務にあたり、教育に対する信頼の回復に向けて努力していきましょう。

令和3年3月31日

茨城県教育委員会教育長

解答

ア：学校組織 イ：導き育てる ウ：自分自身 エ：全人格
オ：倫理観 カ：自覚と誇り

- 4 「学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編（令和元年6月 文部科学省 国立教育政策研究所）」の「学習評価の充実」において、「学習評価の妥当性、信頼性を高める工夫の例」として示されているものを、次の の中のアからキの中からすべて選び、その記号を書きなさい。

ア 「キャリア・パスポート」を活用し、児童生徒の学びをつなげることができるようにする。
イ 学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らして、複数の単元や題材などにわたって長期的な視点で評価することを可能とする。
ウ 評価規準や評価方法について、事前に教師同士で検討するなどして明確にすること、評価に関する実践事例を蓄積し共有していくこと、評価結果についての検討を通じて評価に係る教師の力量の向上を図ることなど、学校として組織的かつ計画的に取り組む。
エ 小学校段階においては、幼児期の教育との接続を意識した「スタートカリキュラム」を一層充実させる。
オ 日々の授業の中では児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置きつつ、各教科における「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の評価の記録については、原則として単元や題材などのまとまりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行う。
カ 学校が児童生徒や保護者に対し、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果について丁寧の説明したりするなど、評価に関する情報をより積極的に提供し児童生徒や保護者の理解を図る。
キ 高等学校段階においては、入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直しを図ることが考えられる。

解答

ウ・カ

解説

ア・エ・キは「学年や学校間の円滑な接続を図る工夫の例」に、イ・オは「評価時期の工夫の例」にそれぞれ示されている。

- 5 下の の中の文は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（通知）令和3年6月11日 文部科学事務次官」より示された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要」の一部を抜粋したものである。（ ）のアからカに当てはまる語句を書きなさい。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要	
目的	児童生徒等の（ア）を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の（イ）の擁護に資することを目的とする。
定義	「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。 （※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。） 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。
禁止行為	教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。
理念責務等	◎基本理念 （施策の推進に当たっての基本的認識、児童生徒等の（ウ）の確保、被害児童生徒等の保護、適正かつ厳格な懲戒処分等 等） ◎国等の責務（国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等） ◎法制上の措置等 について規定
↓	
基本指針	（エ）は、基本指針を策定。
防止に関する措置	① 教育職員等に対する啓発 ② 児童生徒等に対する啓発 ③ （オ）の整備等 ④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会 早期発見 対処に関 する措置 ① 早期発見のための措置 ② 学校への通報、警察署への通報等 ③ （カ）の協力を得て行う調査 ④ 児童生徒等の保護支援等 ⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処
〈 以下略 〉	

解答

ア：尊厳 イ：権利利益 ウ：安心 エ：文部科学大臣 オ：データベース カ：専門家

- 6 次の の中の文は、令和3年7月29日（木）に開催された「令和3年度茨城県学校長会評議員研修会」で配付した「令和3年度 義務教育課主要施策等の概要」の一部を抜粋したものである。文中の（ ）のアからオにあてはまる語句を書きなさい。なお、同じ記号には、同じ語句が入るものとする。

（ア）育成事業	
1 目的	英語の学習意欲・能力の高い中高生を対象に、海外の人々とコミュニケーションをとりながら課題を解決していくための英語力や（イ）などの育成をねらいとして、（ウ）を活用したトップレベルの英会話学習、集合研修会、海外大学留学生との交流プログラム等を2年間提供することで、グローバル社会で活躍できる（エ）を育成する。

〈 中略 〉

2 事業内容

(1)「(オ)」を有する生徒の育成

- ・英語を使って何を学ぶか、どう社会と関わるかを考えられる生徒の育成
- ・多様な背景を持つ人々とコミュニケーションするために必要な(イ)やスキルの育成

〈 以下略 〉

解答

ア：次世代グローバルリーダー イ：思考力 ウ：インターネット
エ：人財 オ：グローバルマインド

- 7 次の の中の文は、「コンプライアンスだより No.13 令和3年3月29日 茨城県教育庁学校教育部」の中の「6 監督責任関係」の一部を抜粋したものである。() のアからカにあてはまる語句を書きなさい。なお、同じ記号には、同じ語句が入るものとする。

〈 略 〉

6 監督責任関係

教職員の不祥事防止の意識を高めるために、今回、「教職員の懲戒処分の指針等」を改正しましたが、今後、不祥事が発生した場合には、管理監督者への処分も含めて、厳正に対処していきます。

改めて、管理監督責任に対する処分関係について確認します。

第2 標準例

6 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下教職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適性を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の(ア)、(イ)

部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を(ア)し、又は(イ)した教職員は、停職又は減給とする。

管理監督者には、日頃から教職員への指導監督をしていたかどうかはもちろんのこと、万が一、部下教職員が非違行為をした場合に、その非違行為がどれくらいの(ウ)を与えるか、という(エ)を伴います。

教職員や学校に対する社会の見方が厳しくなっている現在、監督責任の(オ)も強く要求されているため、コンプライアンス研修を充実させるなど、教職員一人一人の不祥事防止の意識、(カ)を高めさせるとともに、不祥事を出さない職場づくり、何でも言い合える風通しのよい職場をつくっていきましょう。

解答

ア：隠ぺい イ：黙認 ウ：社会的影響 エ：結果責任 オ：厳格化 カ：当事者意識

- 8 次の の中の図は、令和3年度全国学力・学習状況調査における小学校国語の調査問題の一部である。

この設問について、「令和3年度 全国学力・学習状況調査 結果概要（茨城県教育委員会ホームページ）」で示している課題として、最も適切なものを、右の の中のアからオの中から1つ選び、その記号を書きなさい。

三
相川さんは、「資料」の
イラストは、何をヒントに、どのような仕組みの面ファスナーを作りましたか。次の条件に
合わせて書きましょう。

（条件）

- ヒントになったことと、面ファスナーのくっつく仕組みが分かるように書くこと。
- 「資料」の中の文章と の「面ファスナーの仕組み」から言葉や文を取り上げて書くこと。
- 五十文字以上、八十文字以内にまとめて書くこと。

※左のげんこう用紙は下書き用なので、使っても使わなくてもかまいません。解答は、解答用紙に書きましょう。
※の印から書きましょう。どちらかで行を変えないで、続けて書きましょう。

相川さん

- ア 目的に応じ、文章と図表とを結び付けて必要な情報を見付ける
- イ 目的を意識して、中心となる語や文を見付けて要約する
- ウ 文の中における修飾と被修飾との関係を捉える
- エ 思考に関わる語句の使い方を理解し、話や文章の中で使う
- オ 目的や意図に応じて、資料から必要な情報を探し、内容を整理して書く

解答

ア

- 9 次の の中の文は、「人材育成・学校活性化支援システムの構築に向けて～教員評価の手引き（改訂版）～令和3年5月 茨城県教育委員会」の一部を抜粋したものである。文中の〔 〕の①から③に当てはまる語句を書きなさい。

〈 略 〉

1 「達成度の評価」の具体的な手続き

(1) 自己目標の設定

〈 中略 〉

イ 自己目標（案）の設定（目安：4月～5月）

評価対象者は、学校としての組織目標やグループ目標との「目標の連鎖」を意識して、先に述べた職務の分類（教諭の場合「学習指導」「学級経営及びその他の指導」「学校運営」）ごとに、今年度の自己目標の（案）を設定します。その際、〔 ① 〕に関しては具体的な数値目標を記載するようにします。

また、教職員の健康及び福祉の確保に向けた業務量の適切な管理（〔 ② 〕）に係る目標設定、服務規律の遵守に係る目標設定及び〔 ③ 〕についての目標設定を必ず含めるようにします。

〈 以下略 〉

解答

①到達度 ②働き方改革 ③ICT 機器の活用

- 10 次の の中の文は、「職員の休日及び休暇に関する規則（昭和 29 年茨城県人事委員会規則 第 13 号）」の一部を抜粋したものである。文中に示された特別休暇が承認された場合の給与の取扱いについて述べた下のアからカの文の中から正しいものをすべて選び、その記号を書きなさい。

別表第 2（第 4 条関係）

給与が減額される有給の特別休暇の基準

事由	承認を与える期間
1 職員が不妊治療（高度な医療として人事委員会が定めるものに限る。）を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 年を超えない範囲内で必要と認める日
【略】	【略】

- ア 休暇の承認を受けて勤務しない期間中は、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減給して給与を給する。
- イ 休暇の承認を受けて勤務しない期間が月の初日から末日までの全期間にわたる場合、通勤手当や管理職手当は支給されないが、扶養手当や住居手当などは支給される。
- ウ 休暇の承認を受けて勤務しない期間中に昇給日（4 月 1 日）が含まれる場合、その期間の長短にかかわらず、当該昇給日には昇給しない。
- エ 休暇期間が終了し、再び勤務するに至ったときは、休暇期間の 2 分の 1 の期間を勤務したものと見なして、給料の号給を調整することができる。
- オ 休暇の承認を受けて勤務しない期間中に期末手当の基準日が含まれる場合、その基準日以前 6 か月間に勤務した期間があっても、当該基準日に係る期末手当は支給されない。
- カ 休暇期間は、退職手当の算定の基礎となる在職期間から、全期間が除算される。

解答

エ・カ

- 11 次の の中の図は、「みんなとともに（茨城県の特別支援教育 2021） 茨城県教育委員会」の一部を抜粋したものである。図中の（ ）のアからウに当てはまる語句を書きなさい。なお、同じ記号には同じ語句が入るものとする。（※編集部注：図の一部は省略しています）

みんなと楽しく学校生活を送れるよう、一人一人に応じた適切な支援を行います。

通常の学級では…

- ①一人一人の子供の障害の状態や教育的ニーズに応じて、「（ア）」の観点を踏まえた指導・支援を行います。

（ア）の例

見えにくさのある子供 ▶ タブレット端末で黒板を撮影し、手元で拡大して文字を見る。
一斉指示の聞き逃しが多い子供 ▶ 一斉指示の後に、個別に指示を伝える。
車椅子を利用している子供 ▶ 学校内での移動がスムーズにできるよう、校内の通路スペースを確保する。

②温かな雰囲気の中で、一人一人の（イ）を大切にします。

支援を必要とする子供だけでなく、学級全体で（ウ）を高め、お互いの（イ）を認め合えるような雰囲気づくりを大切にしています。

解答

ア：合理的配慮 イ：個性 ウ：自己肯定感

- 12 次の の中の表は、茨城県教育委員会が令和3年4月に策定した「茨城県教職員子育て応援・女性活躍推進プラン」（概要版）における令和7年度時点の数値目標の一部を整理したものである。項目ごとの数値目標（R7）に誤っているものが3つある。その3つを選びアからキの記号を書きなさい。また、正しい数値を数字で書きなさい。

V 数値目標

項 目	目標（R7）	記号
教員選考試験の受験者に占める女性の割合（中学校）	50%	ア
教員採用者に占める女性の割合（中学校）	40%	イ
月45時間（年360時間）超の超過勤務教職員の割合	0%	ウ
年休休暇の取得日数	10日／年	エ
育児休業取得率	100%	オ
男性職員の育児休業等合計取得期間	1月以上	カ
男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇取得日数	5日	キ

解答

イ／50 エ／14 キ／8

- 13 次の の中の文を読み、下の(1)、(2)、(3)の問いに答えなさい。

柔道の強豪校であるA中学校では、前顧問の異動後、競技経験のないB教諭を顧問としたところ、ある保護者からC氏を部活動指導員として採用するよう要望があった。

「地元で長年にわたり道場を開いているC氏は、厳しくも子供たちをよく見てくれる。」との話だったので、すぐに校長はC氏の了解を得るとともに必要な事務手続きを行った。

C氏による指導開始から2か月が経過した5月下旬、教頭は1年生の保護者から「暴言も含め、C氏の指導が厳しすぎる。子供は学校に行きたくないと言っている。」との電話を受けた。

校長は、教頭から報告を受けたものの、他の保護者からの相談は一切なかったため、しばらく様子を見ることにした。

その後、地区大会が迫った6月下旬、C氏から投げ技を受けた3年生が、腕を骨折する大けがをしてしまい、学校は保護者説明会を開催することとなった。

- (1) 教頭から報告を受けたとき、校長はまずどのような対応をとるべきか。簡潔に2つ書きなさい。
- (2) 部活動指導員を地域から導入するにあたり、どのような点に留意するべきか。簡潔に2つ書きなさい。
- (3) 保護者会を開くにあたって、校長がとるべき対応は何か。簡潔に2つ書きなさい。

解答例

- (1) ①1年生の保護者宅に教頭と顧問を向かわせ、C氏の指導状況について詳しく聴き取り調査をすべきであった。②C氏と直接話し合いをし、指導方針等について聞くとともに、他の生徒からも聴き取りをして調査すべきであった。
- (2) ①部活動指導員との面談を必ず実施し、学校教育における部活動指導者として適しているか、学校教育に関する十分な理解を有する者か確認して市教育委員会に推薦をする。②学校の部活動の方針を指導員に伝え、顧問の教諭と連携・協働しながら、指導にあたることを約束する。
- (3) ①説明内容を十分に準備して臨み、誠意ある丁寧な対応を心がける。②教職員の意識を統一し、結束して対応にあたるとともに、生徒のプライバシー保護に配慮する。

解説

部活動に関する問題点として、担当する部活動の競技等経験のない教員が顧問になる場合や、地域や学校によっては部活動の存続がむずかしくなっているところもある。

平成29(2017)年4月に部活動指導員が法制化された。部活動指導員は外部指導者とは違い、市教育委員会が審査し会計年度任用職員として任用する仕組みで、単独での指導や引率ができる。

本事例は十分に起こり得る問題であり、校長として、当面する課題をどう把握し、解決に向けて具体的にどんな策を講じていくのか、その実践的な力を問うている。

- 14 現在、各校においては、働き方を推進し、長時間勤務の縮減に取り組んでいるところである。しかし、いまだ月の時間外勤務が80時間を超える教職員もみられる状況である。こうした状況の一番の要因として考えるものは何か。また、それを解決するために校長として具体的にどのような取り組みか。3つ書きなさい。

解答例

(要因)

長時間勤務の一番の要因としては、「若手教員の増加」「総授業時間数の増加」「中学校における部活動指導時間の増加」にあると考える。

(解決策)

①教職員の出退勤時間の管理により長時間勤務の解消に努める。具体的には、教頭に指示し在校管理システム等により客観的に出退勤時間を計測し、異常な超過を見逃さないよう毎日の出退勤時間を把握させ、機を見て逃さない助言・指導の実施により長時間勤務の解消に努める。

②地域人材の活用により長時間勤務の解消に努める。具体的には、学校運営協議会にて、学校以外が担うべき業務として、登下校に関する対応、校庭の除草等を地域に依頼することで長時間勤務の解消に努める。

③小学校…時間割の工夫による5時間授業の実施と専科指導の推進。中学校…部活動は平日2時間、休日3時間の実施、複数顧問制や部活動数の精選など部活動の業務の適正化を図り、長時間勤務の解消に努める。

解説

教頭問題16とほぼ同内容であり、例年とは様変わりした出題形式である。

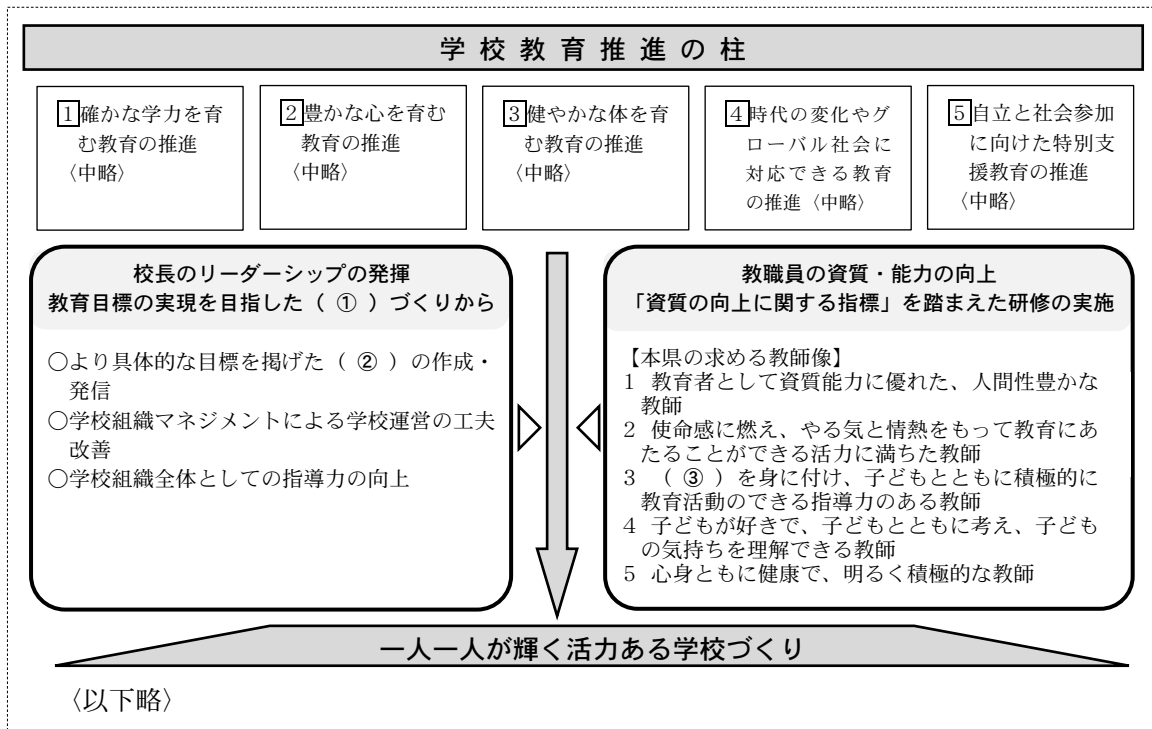
テーマは働き方改革であるが、問題文が「長時間勤務の縮減に取り組もう」ではなく、「長時間勤務の縮減に取り組んでいるところである」と実践化がなされてからのものとなっている。職位を1つ上げた視点や具体的な面からの解答が求められている。なお、次のような解決策も考えられる。

「学校働き方改革ワーキンググループにより長時間勤務の解消に努める。具体的には、教職員自ら働き方改革に積極的に取り組ませるために、業務改善グループ、時間外勤務調査グループ、部活動等業務適正化グループによるチーム編成をし、実践化を図って、長時間勤務の解消に努める」

【茨城県】2021 年度 校長登用選考試験問題 〈2021 年 1 月実施〉

【筆記】

- 1 次の 中の図は、「令和 2 年度 学校教育指導方針(茨城県教育委員会)」の一部を抜粋したものである。図中の () の①から③に当てはまる語句を書きなさい。



解答

①ビジョン ②グランドデザイン ③広い教養

- 2 (1)、(2)の問いに答えなさい。

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 (ア) 以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から (イ) 年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状 (ウ) の処分を受け、(イ) 年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (1) この条文が示されている法律名を書きなさい。
- (2) 中の文は、この法律の一部を抜粋したものである。() のアからウに当てはまる語句や数字を書きなさい。なお、() の同じ記号には同じ語句や数字が入るものとする。

解答

(1) 学校教育法 (2) ア：禁錮 イ：3 ウ：取上げ

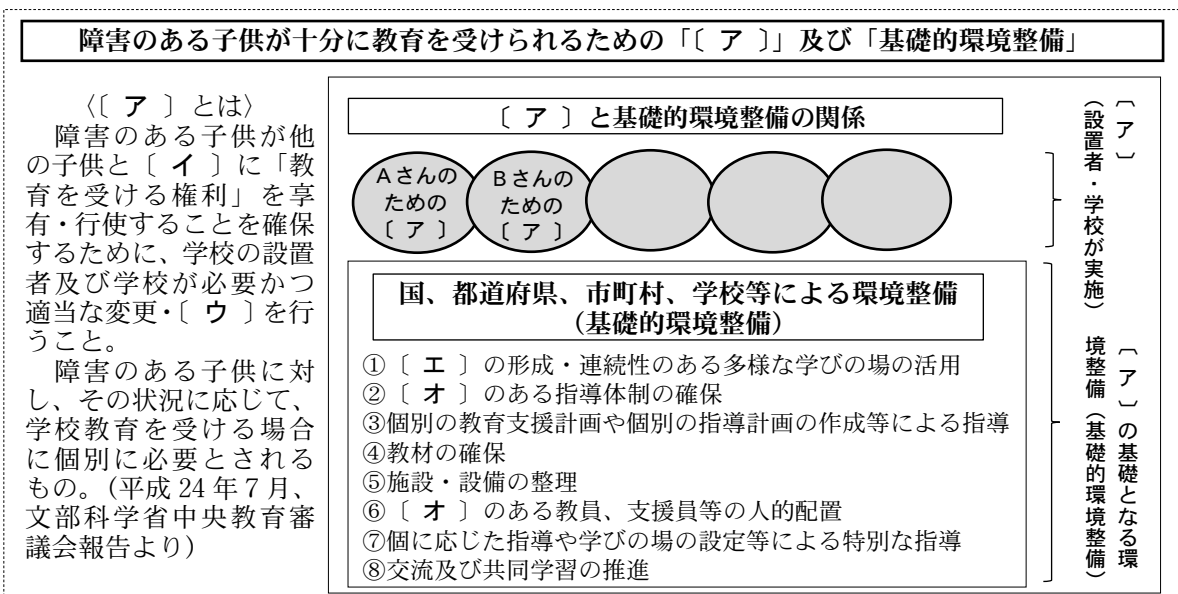
- 3 次の表は、「市町村立学校向け『管理職のためのサービス管理ハンドブック』について（通知） 令和2年12月9日義教第1998号」の一部を抜粋したものである。表中の〔 〕の①から⑤に当てはまる語句や数字を書きなさい。なお、同じ番号の〔 〕には、同じ語句や数字が入るものとする。

区分	免職	停職	減給	戒告
給 料	・ 処分日まで支給。	・ 停職期間中はいかなる給与も支給されない。	・ 減額期間中は給料、給料の調整額、教職調整額の〔 ① 〕以下の額が減額される。	
期末・〔 ② 〕	・ 支給日の前日までの間に免職処分された場合は不支給	・ 基準日が処分期間中の場合は支給されない。 ・ 基準日に停職期間が終了している場合、停職期間を期末・〔 ② 〕の在職期間等の算定にあたり除算。 ・ 〔 ② 〕の成績率が減じられる。	・ 〔 ② 〕の成績率が減じられる。	・ 〔 ② 〕の成績率が減じられる。
退職手当	・ 一般の退職手当は全部または一部が不支給。特別の退職手当（〔 ④ 〕退職手当）は支給される。	・ 停 職 期 間 の 月 数 の〔 ③ 〕に相当する月数を算定基礎となる在職期間から除算。 ・ 昇給の号給調整により退職時の号給が下がる場合がある。	・ 昇給の号給調整により退職時の号給が下がる場合がある。	・ 昇給の号給調整により退職時の号給が下がる場合がある。
昇給		・ 昇給日前1年間ににおいて〔 ⑤ 〕を受けた職員は、「勤務成績が良好でない職員 E」として取り扱う。	・ 昇給日前1年間ににおいて〔 ⑤ 〕を受けた職員は、「勤務成績が良好でない職員 D」として取り扱う。	・ 昇給日前1年間ににおいて〔 ⑤ 〕を受けた職員は、「勤務成績が良好でない職員 D」として取り扱う。

解答

①1/10 ②勤勉手当 ③1/2 ④失業者 ⑤懲戒処分

- 4 次の図の中の図は、「障害のある子供たちと障害のない子供たちとの交流及び共同学習～ともにふれあいともに育む～（2020）茨城県教育委員会」の一部を抜粋したものである。図中の〔 〕のAからオに当てはまる語句を書きなさい。なお、同じ記号の〔 〕には、同じ語句が入るものとする。



解答

ア：合理的配慮 イ：平等 ウ：調整 エ：ネットワーク オ：専門性

- 5 次の の中の文は、「茨城県部活動の運営方針の策定及び部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（通知） 令和元年 7 月 18 日 文第 1221 号」の一部を抜粋したものである。〔 〕のアからオに当てはまる語句や数字を書きなさい。なお、同じ記号の〔 〕には、同じ語句や数字が入るものとする。

2 茨城県部活動の運営方針の概要について

- 1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営（運動部の運営方針と同様）
 - ・学校全体の教育活動として、全職員の共通理解の下、部活動の運営を図る。
- 2 適切な部活動の運営のための体制整備（運動部の運営方針と同様）
 - ・市町村教育委員会及び校長は、本運営方針に則り、「部活動の在り方に関する活動方針」を策定する。
 - ・部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
 - ・学校の部活動に係る活動方針及び活動計画を、学校の〔ア〕により公表する。
- 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組（運動部の運営方針と同様）
 - ・生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・〔イ〕の根絶を徹底する。
 - ・科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設置する。
- 4 適切な休養日等の設定（運動部の運営方針と同様。合わせて、小学校（義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。以下、同じ。）段階の部活動に類する活動について追記）
 - ・中学校では週当たり〔ウ〕日以上、高等学校では週当たり 1 日以上の休養日を設ける。
 - ・1 日の活動時間は、中学校では平日〔ウ〕時間程度、休業日は 3 時間程度。高等学校では、平日〔ウ〕時間程度、休業日は 4 時間程度とする。
 - ・週末に大会等に参加した場合は、休業日を他の日に振り替える。
 - ・長期休業中は、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・原則として、〔エ〕の活動は行わない。
- ※ 小学校においても、部活動と同じようにスポーツ・〔オ〕等の活動を実施している場合があり、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、部活動に準じて活動することが望ましい。
（小学校においては、活動方針の策定を求めるものではない。）
- 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備（運動部の運営方針と同様）
 - ・生徒のニーズを踏まえた部活動の設置。（体を動かす習慣の形成や芸術〔オ〕等の活動に親しむための動機付けとなるもの）
- 6 学校単位で参加する大会等の見直し（運動部の運営方針と同様）
 - ・校長は、茨城県中学校体育連盟、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校〔オ〕連盟等県内の〔オ〕部活動に関わる組織並びに市町村教育委員会が定める参加する大会等の数の上限の目安を踏まえ、参加する大会等を精査する。

解答

ア：ホームページ等への掲載等 イ：ハラスメント ウ：2 エ：朝 オ：文化

- 6 次の [] の中の文は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則の制定及び『公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針』の改正等について（通知） 令和2年7月17日 2文科初第568号」の一部を抜粋したものである。文中の [] の①から⑤に当てはまる数字を書きなさい。なお、同じ番号の [] には同じ数字が入るものとする。

1. 省令の概要等

〈中略〉

(3) 労働日数の限度等

対象期間における労働日数の限度は、勤務時間が割り振られる日の数について、対象期間が3箇月を超える場合は対象期間について1年当たり [①] 日とすること等。（第4条第1項）

対象期間における1日の労働時間の限度は、1日に割り振られる勤務時間について [②] 時間とすること。1週間の労働時間の限度は、1週間に割り振られる勤務時間について [③] 時間とすること。この場合において、対象期間が3箇月を超える場合は、1週間に割り振られる勤務時間が [④] 時間を超える週が連続する週数が3以下であり、かつ対象期間をその初日から3箇月ごとに区分した各期間において1週間に割り振られる勤務時間が [④] 時間を超える週数が3以下であること。（第4条第2項）

対象期間において連続して労働させる日数の限度は、勤務時間が割り振られる日の数について [⑤] 日（特定期間においては1週間に1日の勤務時間が割り振られない日が確保できる日数）とすること。（第4条第3項）

解答

①280 ②10 ③52 ④48 ⑤6

- 7 次の [] の中は、「人材育成・学校活性化支援システムの構築に向けて～教員評価の手引き（改訂版）～ 令和元年10月 茨城県教育委員会」の一部を抜粋したものである。[] の①から③に当てはまる語句を書きなさい。なお、同じ番号の [] には同じ語句が入るものとする。

第2 教員評価を実施する際のポイント

〈中略〉

3 職務内容の整理と区分

教員の職務は多様で広範囲に及ぶため、自己目標を設定する際や、能力面の評価を実施する際に、職務内容をいくつかの分野に整理・区分して、その区分ごとに行うこととします。

以下の表は、それぞれの職種ごとに「職務の分類」と「職務の主な具体例」の整理内容を示したものです。

職種	職務の分類	職務の主な具体例
校長	学校経営・管理・教育計画	経営方針の明確化、危機管理・安全管理への取組、教育計画の作成・調整と実践
	職員の育成及び指導・監督	人材育成及び服務監督
	[①]	連携・協力体制の構築
副校長・教頭	[②]・管理・教育計画	経営方針達成への取組、危機管理・安全管理への取組、教育計画の作成・調整と実践
	職員の育成及び指導・監督	人材育成及び服務監督

	〔 ① 〕	連携・協力体制の構築
(注) 副校長及び教頭の職務分類と具体例は校長と同様になるが、内容は校長を補佐する観点を持つものとなる。		
教諭 講師 (栄養を除く。)	学習指導 ※は特別支援学校	教科指導、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、※自立活動
	学級経営及びその他の指導	学級経営、生徒指導、進路指導、健康安全指導、部活動指導
	〔 ② 〕	校務の処理、連携
養護教諭 養護助教諭	〔 ③ 〕	健康観察・健康診断、健康相談活動、疾病予防・伝染病予防、救急処置、生活の管理、学校環境の管理
	保健教育	保健学習、保健指導
	健康相談	健康相談
	〔 ② 〕	保健室経営、校務の処理、組織活動・連携
栄養教諭 講師(栄養)	食に関する指導	個別的な相談指導、教科・特別活動等における指導、指導の連携・調整
	給食の管理	栄養管理、衛生管理
	〔 ② 〕	校務の処理、組織活動・連携
(以下略)		

解答

① 対外活動 ② 学校運営 ③ 保健管理

- 8 次の の中の図は、令和2年7月29日に開催された「茨城県学校長会評議員研修会」で配付した資料の一部を抜粋したものである。図中の()の①から⑤に当てはまる語句や数字を書きなさい。(※編集部注：図の一部は省略しています)

(①)の活用について

小・中学生対象に、YouTube を活用した (②) 型のオンライン授業動画を作成・配信し、児童生徒の学びの保障を推進する。

現状・課題 学習の遅延、新学年の学習内容に応じた家庭学習の充実

取 組 県内の小・中学校教員等が、全学年を対象とした授業動画を作成

市町村教育委員会が YouTube にアップロード

“オールいばらき”で

**YouTube に公開
いばらきオンラインスタディ**

4月14日から一部配信開始

〈コンテンツの概要〉 タブレット端末やスマホなどで視聴

➢ 国語、社会、算数・数学、理科、英語
(状況に応じて、全教科へ広げていく)

➢ 4月からの学習内容を配信

➢ 教科書に基づいた授業展開

➢ 1コンテンツ (⑤) 分程度

自宅

➢ 講義形式よりは、教師の発問により児童生徒が考える時間を設定

➢ (③) も効果的に活用

➢ 実際に授業を受けているような (④) や一体感が得られる演出

ネット環境が整っていない家庭には、DVD を配付するなどの対応

さらに 児童生徒の学習状況の把握、補充学習や学習評価を行うため、分散登校や家庭訪問などを実施

解答

① 1人1台端末 ② オンデマンド ③ ワークシート ④ 臨場感 ⑤ 10～15

- 9 次の□の中の文は、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」（令和元年12月25日 茨城県条例第40号）の一部を抜粋したものである。文中の〔 〕の①から⑤に当てはまる語句を書きなさい。

近年、いじめに起因する児童生徒の不登校や引きこもりなどが生じ、さらには児童生徒がいじめによって自らの命を絶つ痛ましい事件が発生するなど、深刻かつ重大な社会問題となっている。

いじめは、社会において、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある。

今こそ、いじめの根絶に向けて、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であるという認識の下、児童生徒の尊厳を保持し、その生命及び心身を保護することを最優先に、いじめの未然防止をはじめ、いじめを早期に発見し、対処するための〔 ① 〕と仕組みづくりに全力で取り組む必要がある。

そのためには、知事、市町村長及び校長がリーダーシップを発揮し、県、市町村、学校及び県民が一体となって対策を展開することが不可欠である。

〈中略〉

（学校及び校長その他の教職員の責務）

第8条 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、〔 ② 〕、関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認識した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、〔 ③ 〕にこれに対処しなければならない。

2 学校及び校長その他の教職員は、いじめに類する行為をしてはならず、かつ、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に与える影響を十分に理解して授業その他の教育活動を行わなければならない。

3 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒に対し、いじめを行ってはならないことについて、分かりやすく教育するよう努めなければならない。

4 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、いじめの問題を抱え込むことなく、第1項の関係者と連携し、いじめを受けている児童生徒が支援を求めやすい〔 ④ 〕を整備するよう努めなければならない。

5 校長は、学校はいじめ防止等のための対策について、所属の教職員を〔 ⑤ 〕し、基本理念にのっとり、いじめのない当該学校の運営が行われるよう努めなければならない。

解答

①意識改革 ②児童相談所 ③適切かつ迅速 ④環境 ⑤監督

- 10 次の□の中の文は「令和2年度 学校教育指導方針（茨城県教育委員会）」の「各調査等の結果から」に示されている平成31年度全国学力・学習状況調査における本県児童生徒の課題である。アからコの中から正しいものをすべて選び、その記号を答えなさい。

ア 資料の特徴や傾向を関連付けて、その理由を記述すること。（小学校6年 算数）

イ 英語を聞いて、その指示の内容を最も適切に表している絵を選択すること。（中学校3年 英語）

ウ 三角形を平行移動したときの移動の距離を求めること。（小学校6年 算数）

エ 目的や意図に応じて、自分の考えの理由を明確にし、まとめて書くこと。（小学校6年 国語）

オ 聞いて把握した内容について適切に応じること。（中学校3年 英語）

カ 目的に応じて、本や文章全体を概観して効果的に読むこと。（中学校3年 国語）

キ 書いた文章を読み返し、論の展開にふさわしい語句や文の使い方を検討すること。（中学校3年 国語）

ク 文章の構成や展開、表現の仕方について、根拠を明確にして自分の考えをもつこと。（中学校3年 国語）

- ケ 長方形を直線で切ってできた図形の中から台形を選ぶこと。(小学校6年 算数)
 コ 事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明すること。(中学校3年 数学)

解答

ア・エ・オ・ク・コ

- 11 次の の中の文は、「茨城県総合計画～『新しい茨城』への挑戦～」の一部を抜粋したものである。() の①から⑤に当てはまる語句を書きなさい。ただし、同じ番号の() には同じ語句が入るものとする。

第3部 基本計画	
第1章 基本的な考え方	
・「(①) があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、4つのチャレンジを推進します。 (中略)	
○4つのチャレンジについて	
「新しい (②)」へのチャレンジ	力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい (②) を目指します。
「新しい (③)」へのチャレンジ	医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築きます。
「新しい (④) 育成」へのチャレンジ	茨城の未来をつくる「(④)」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します。
「新しい (⑤)・希望」へのチャレンジ	将来にわたって (⑤) や希望を描ける県とするため、観光創生や魅力度向上を図ります。

解答

①活力 ②豊かさ ③安心安全 ④人財 ⑤夢

- 12 次の の中の文は、「令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について(通知) 令和2年8月13日 2文科初第713号」の一部を抜粋したものである。〔 〕のア、イに当てはまる語句を書きなさい。なお、〔 〕の同じ記号には同じ語句が入るものとする。

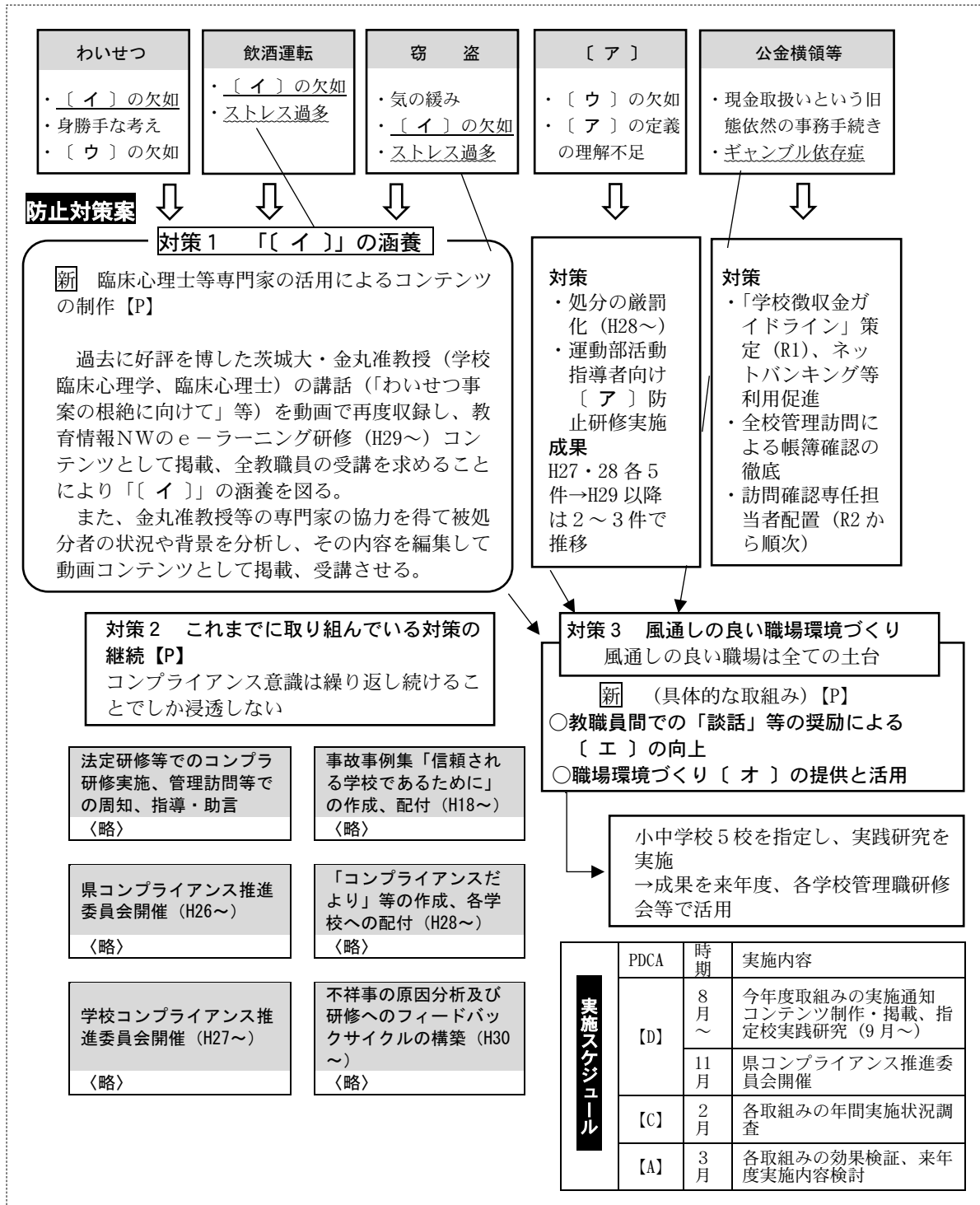
2. 留意事項

○ 次年度以降を見通した教育課程編成は、今年度在籍している最終学年以外の児童生徒(小学校第1学年から第5学年まで、中学校第1学年及び第2学年並びに高等学校第1学年及び第2学年等)に係る教育課程に関する〔ア〕な対応として、各学校において本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合に、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、〔イ〕等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であること等を踏まえ、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することができる〔ア〕な措置であること。(以下略)

解答

ア：特例的 イ：学校行事

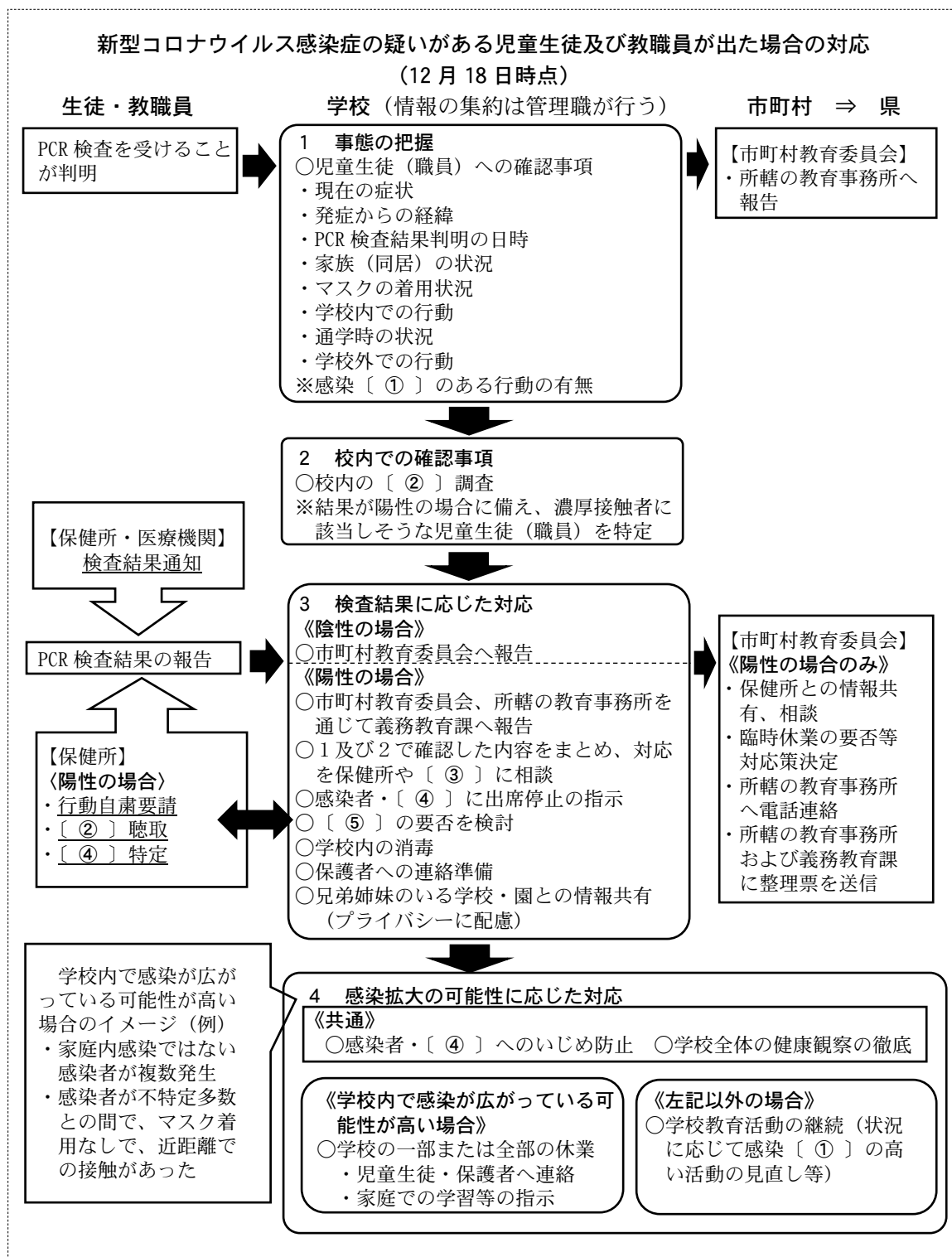
- 13 次の 中の図は、「不祥事根絶に向けた新たな取組みについて（通知） 令和2年8月7日 教総第400号他」の添付資料「教職員不祥事の原因と防止対策案について」の一部を抜粋したものである。文中の〔 〕のアからオに当てはまる語句を書きなさい。なお、同じ記号の〔 〕には同じ語句が入るものとする。



解答

ア：体罰 イ：当事者意識 ウ：自制心 エ：チーム力 オ：チェックシート

- 14 次の [] 中の図は、「学校再開ガイドライン（12月18日時点）の送付について（通知）令和2年12月18日 義教第2059号」の一部を抜粋したものである。図中の [] の①から⑤に当てはまる語句を書きなさい。なお、[] の同じ番号には同じ語句が入るものとする。



解答

①リスク ②行動履歴 ③学校医 ④濃厚接触者 ⑤臨時休業

15 次の の中の文を読み、下の(1)、(2)の問いに答えなさい。

A中学校では生徒や保護者との連絡手段は、学校のメールシステムを使用している。しかし、3学年の担任で25歳になる男性B教諭は、生徒指導上の課題への対応のため、学年で相談のうえC子に対しては自らの携帯電話（スマートフォン）番号を伝えていた。

7月初旬のある日、B教諭が担任するC子の父親からD教頭に電話があり、「会話の様子から娘が最近、スマートフォンからB教諭に頻繁に連絡を入れているようだ。娘は話の内容を教えてくれない。心配なのでB教諭に話の内容を聞いてもらえないか。」という相談であった。D教頭はB教諭に父親からの相談内容を伝え、B教諭は「C子は進路面で不安を抱えており、土曜日や日曜日にも相談に乗る必要があるため、携帯電話の番号を教えてください。学習方法等の助言をしていただけです。」と答えた。D教頭はB教諭の話をC子の父親に伝えたところ、「安心しました。相談に乗っていただきありがとうございます。」との返事を得た。D教頭は、このことを校長に伝え、校長は、「土曜日や日曜日に対応する必要があるのであれば番号を教えるのは仕方がない。C子の様子に変化があったら知らせたい。」とD教頭に指示した。

夏休みが終わろうとする頃、C子の父親から校長に「最近SNSを用いたやりとりもしているようだ。スマートフォンを見たところ、『おはよう、元気？』『今度どこに行きたい？』など、相談とは言えないものもある。この学校では教師と生徒のSNSでのやりとりを認めているのか。B教諭に指導してほしい。」と訴えてきた。

- (1) _____線部の時点で、校長が早急にとるべき対応を3つ書きなさい。
- (2) こうした教師と生徒との不適切な状況をつくらないために、校長としてどのような対応をすべきか3つ書きなさい。

解答例

- (1) ①D教頭に指示し、プライバシーに配慮しつつ、どういう内容なのかC子のスマートフォンを見せてもらい、調べさせる。②B教諭に土曜日や日曜日にはメールや電話をしないよう、学年主任に指示させる。③D教頭や学年主任に、B教諭とC子が2人きりになる機会を作らないように見守らせる。
- (2) ①生徒や保護者等の連絡手段には必ず学校の電話を使用し、教員と生徒との私的なメールやSNSでの連絡をやめさせる。②セクシャル・ハラスメント（セクハラ）防止の研修会を通して、モラルの確立と教員の意識の向上を図る。③D教頭に、B教諭が生徒のためを思っていたことであっても、セクハラになりかねないおそれがあるのでやめさせるよう指示する。

解説

一般的に生徒は年齢の近い若手教員に親近感をもち、憧れの存在として捉える傾向がある。好意を抱く者もいる。そのような生徒の言動を教員が恋愛感情と勘違いする場合もあり得る。

本事例もこうした感情の制御に端を発している。教員と生徒の不適切な状況をつくらないために、校長として、生徒を教える立場にある教員の確固たる規範意識と倫理観を高め、どのような方策を講じて学校経営にあたるのか、その手腕を問うている。なお、解答例のほかに次の内容なども考えられる。

- (1) 「複数教員による生徒指導が基本であることの徹底を図る」
- (2) 「風通しのよい温かな職場の雰囲気づくりに努め、組織的に若手教員などの育成に取り組む」

16 次の 中の文を読み、下の(1)、(2)の問いに答えなさい。

E小学校の1学年のF男は、明るく活発な児童である。しかし、夏休み明け頃から表情が暗くなるとともに、保健室を訪れる回数が増えた。ある日、養護教諭が「何か心配なことがあるの？」と声をかけたが、F男は「何もありません。」と答えるだけであった。養護教諭は学級担任に保健室での様子を伝えるとともに、学級での様子を尋ねたところ、「最近、忘れ物が多く、家庭に連絡しても、厳しく言うておくというだけで改善されません。」との回答を得た。

養護教諭は10月上旬に開かれた校内生徒指導委員会でF男の様子を報告し、校長と教頭を交えて対応策を協議した。その際、学級担任からは、F男が保健室を訪れた際の養護教諭との情報共有を引き続きしっかり行っていくことが提案され、校長も了承した。

しかし、11月になると、F男は朝から保健室を訪れるようになった。養護教諭は、F男の服装が前日と同じであったり、汚れた服を着ていたりするなど、不潔な様子であることが心配になり、教頭に報告した。

- (1) _____線部の状況が続いた場合、どのような問題が起こると考えられるか。簡潔に3つ書きなさい。
- (2) このような状況に対し、本来、校長としてとるべき対策は何か、簡潔に3つ書きなさい。

解答例

- (1) ①家庭内での虐待が疑われる。服装面から校内でのいじめ問題が起こると考えられる。②F男が保健室登校から不登校になると考えられる。③F男が自殺に追い込まれるおそれがあると考えられる。
- (2) ①スクールカウンセラーにF男のカウンセリングを依頼し、学校や家庭での交友関係等の実態把握に努めさせる。②複数の教員による家庭訪問をさせ、保護者と面談し、F男の家庭内の状況をみて児童虐待がないかどうかをつかむようにさせる。③市教育委員会や児童相談所へ相談・連携できる体制をつくっておく。

解説

設問(1)は、これまでの事例問題ではなかった新しいスタイルであったため、受験者は少々戸惑ったのではないと思われる。

これからの校長に求められる資質として、見通しをもった学校経営力が必要である。そういう面で、校長としての実務に役立つ適切な問題だと読みとれる。なお、解答例のほかに次の内容なども考えられる。

- (1) 「F男が暴力的になることが考えられる」
- (2) 「学校全体でF男を見守り、F男が発する小さなサインや変化にも気づかせるように努める」「気がかりなことがあったら、すぐに管理職に報告できる体制をつくっておく」